

## 資料6-1-1 県及び県内市町連絡先一覧表

令和7年4月1日現在

市町村	担当課名	連絡先	時間内	時間外	防災行政無線 (衛星系 8-)
<b>賀茂地域局</b>		<b>415-0037 下田市敷根765-15</b>	<b>0558 (24) 2004</b>	<b>(24) 2004</b>	<b>5-109-6010</b>
下田市	防災安全課	415-8501 下田市河内101-1	0558 (36) 4145	(36) 4145	5-233-9000
東伊豆町	防災課	413-0411 東伊豆町稲取3354	0557 (95) 1103	(95) 1100	5-235-9000
河津町	防災課	413-0595 河津町田中212-2	0558 (34) 1112	(34) 1111	5-234-9000
南伊豆町	防災課	415-0392 南伊豆町下賀茂315-1	0558 (62) 6211	(62) 1111	5-232-9000
松崎町	総務課	410-3696 松崎町宮内301-1	0558 (42) 3963	(42) 1111	5-231-9000
西伊豆町	防災課	410-3514 西伊豆町仁科401-1	0558 (52) 1965	(52) 1111	5-230-9000
<b>東部地域局</b>		<b>410-0055 沼津市高島本町1-3</b>	<b>055 (920) 2180</b>	<b>(920) 2180</b>	<b>5-103-6010</b>
沼津市	危機管理課	410-8601 沼津市御幸町16-1	055 (934) 4803	(931) 2500	5-242-9000
熱海市	危機管理課	413-8550 熱海市中央町1-1	0557 (86) 6298	(81) 2555	5-237-6020
三島市	危機管理課	411-8666 三島市北田町4-47	055 (983) 2650	(975) 3111	5-243-9000
富士宮市	危機管理局	418-8601 富士宮市弓沢町150	0544 (22) 1319	(22) 1111	5-249-9000
伊東市	危機対策課	414-8555 伊東市大原2-1-1	0557 (32) 1362	(36) 0111	5-236-9000
富士市	危機管理室	417-8601 富士市永田町1-100	0545 (55) 2936	(55) 2857	5-248-6020
御殿場市	危機管理課	412-8601 御殿場市萩原483	0550 (82) 4370	(83) 1212	5-246-9000
裾野市	危機管理課	410-1192 裾野市佐野1059	055 (995) 1817	(992) 1111	5-245-9000
伊豆市	危機管理課	410-2413 伊豆市小立野38-2	0558 (72) 9867	(72) 9867	5-238-9000
伊豆の国市	危機管理課	410-2292 伊豆の国市長岡340-1	055 (948) 1482	(948) 1482	5-239-9000
函南町	地域安全課	419-0192 函南町平井717-13	055 (979) 8102	(978) 2250	5-240-9000
清水町	くらし安全課	411-8650 清水町堂庭210-1	055 (981) 8205	(973) 1111	5-241-9000
長泉町	地域防災課	411-8668 長泉町中土狩828	055 (989) 5505	(986) 2131	5-244-9000
小山町	危機管理局	410-1321 小山町阿多野130	0550 (76) 5715	(76) 1111	5-247-9000・9001
<b>中部地域局</b>		<b>426-8664 藤枝市瀬戸新屋362-1</b>	<b>054 (644) 9104</b>	<b>(644) 9104</b>	<b>5-106-6010</b>
静岡市	危機管理局危機管理課	420-8602 静岡市葵区追手町5-1	054 (221) 1012	(254) 2111	5-250-9000
島田市	危機管理課	427-8501 島田市中央町1-1	0547 (36) 7320	(37) 5111	5-254-9000
焼津市	防災計画課・地域防災課	425-0041 焼津市石津728-2	054 (623) 2554	(623) 1119	5-251-6020
藤枝市	大規模災害対策課・地域防災課	426-8722 藤枝市岡出山1-11-1	054 (643) 3119	(623) 1119	5-252-9000
牧之原市	危機管理課	421-0495 牧之原市静波447-1	0548 (23) 0056	(23) 0001	5-256-9000
吉田町	防災課	421-0395 吉田町住吉87	0548 (33) 2164	(33) 1111	5-255-9000
川根本町	危機管理課	428-0313 川根本町上長尾627	0547 (56) 2237	(56) 1111	5-253-9000
<b>西部地域局</b>		<b>438-0086 磐田市見附3599-4</b>	<b>0538 (37) 2204</b>	<b>(37) 2204</b>	<b>5-107-6010</b>
浜松市	危機管理課	430-8652 浜松市中央区元城町103-2	053 (457) 2537	(457) 2066	5-263-9000・9001
磐田市	危機管理課	438-8650 磐田市国府台3-1	0538 (37) 2114	(37) 2111	5-262-9000
掛川市	危機管理課	436-8650 掛川市長谷1-1-1	0537 (21) 1131	(21) 1111	5-259-9000
<b>袋井市</b>	<b>危機管理課</b>	<b>437-0012 袋井市国本2907</b>	<b>0538 (86) 3701</b>	<b>(43) 2111</b>	<b>5-261-9000</b>
湖西市	危機管理課	431-0492 湖西市吉美3268	053 (576) 4538	(576) 1111	5-264-9000
御前崎市	危機管理課	437-1692 御前崎市池新田5585	0537 (85) 1119	(85) 1119	5-257-9000
菊川市	危機管理課	439-8650 菊川市堀之内61	0537 (35) 0923	(35) 2111	5-258-9000
森町	危機管理課	437-0293 森町森2101-1	0538 (85) 6302	(85) 2111	5-260-9000

県庁	連絡先	時間内	時間外	防災行政無線 (衛星系 8-)	
危機管理部	総務課	420-8601 静岡市葵区追手町9-6	054 (221) 3633	(宿直室)	*県庁本部管理室
	危機政策課		2456	(221) 2072	防災DX推進班
	危機情報課		2510	(221) 3555	100-6039
	危機対策課		2072		危機管理部 (4階)
	消防保安課		2546		
	原子力安全対策課		2088		
	地震防災センター		420-0042 静岡市葵区駒形通5-9-1	054 (251) 7100	

## 資料6-1-2 袋井市内主要施設及び関係機関等一覧表

令和7年4月1日現在

施設名	所在地	電話番号	デジタル 地域防災無線
<b>市の施設</b>			
<b>市役所</b>			
袋井市役所	新屋1-1-1	43-2111	
袋井市浅羽支所	浅名1028	23-9211	防災室(2F) 150・ 157・158
袋井消防庁舎・袋井市防災センター	国本2907	86-3701	災害対策本部 100
<b>消防</b>			
袋井消防署	国本2907	42-0119	305
袋井消防署浅羽分署	浅名1045	23-0119	306
袋井消防署山梨分遣所	袋井市上山梨3-27-4	49-3119	323
<b>保健・医療</b>			
袋井保健センター	久能2515-1	42-7340	302・604
浅羽保健センター	浅名1028	23-9222	304・605
笠原コミュニティセンタープラザ ホール	山崎5093-5	23-2283 (笠原コミュニティセンター)	238 (笠原コミュニティセンター)
中東遠総合医療センター	掛川市菖蒲ヶ池1-1	0537-21-5555	334
<b>福祉</b>			
養護老人ホーム「可睡寮」	久能2995-2	42-2493	319
あきは寮あゆみの家分場	堀越862-2	42-0728	
笠原老人福祉センター	岡崎2150-1	23-2360	674
笠原児童館	岡崎529-1	23-2361	672
岡崎会館	岡崎2525	23-5129	241
浅羽デイサービスセンター	浅羽4140	23-0303	
こども早期療育支援センター「はぐくみ」	高尾754-1	45-0510	303
<b>環境衛生</b>			
中遠クリーンセンター	岡崎6635-192	30-0530	307
袋井衛生センター (クリーンピアあいの)	愛野2961	(中遠クリーンセンターへ 30-0530)	308
袋井浄化センター (アクアピュア)	新池880-1	45-3001	310
浅羽浄化センター (アクアパークあさば)	梅山1111	23-3200	
中遠聖苑	浅名2134-151	23-6742	309
<b>幼稚園・こども園</b>			
袋井東幼稚園	国本2288	42-4091	228
袋井西幼稚園	川井568-1	42-7647	219
若葉こども園	久能1310	41-1717	225
今井幼稚園	太田723-1	42-2951	232

施設名	所在地	電話番号	デジタル 地域防災無線
三川幼稚園	友永113-1	48-6429	235
田原幼稚園	新池190-1	42-2918	220・267
山梨こども園	春岡1-8-7	48-6145	251
浅羽西幼稚園	長溝873-1	23-3043	263
浅羽南幼稚園	松原1793	23-2009	301
浅羽北幼稚園	浅名41	30-0800	260
笠原こども園	山崎5093-13	23-4121	239
若草こども園	堀越766-1	42-2027	223
浅羽東こども園	浅羽2617-1	23-3033	258
<b>小学校</b>			
袋井東小学校	広岡2317-1	42-2345	227・268
袋井西小学校	川井442	42-3009	218・269
袋井南小学校	高尾740	42-2185	202・270
袋井北小学校	久能1580	42-3024	222・271
今井小学校	太田692	42-2950	230・273
三川小学校	友永38	48-6197	274
笠原小学校	山崎4822	23-4004	237・275
山名小学校	春岡684	48-6295	254・276
高南小学校	上田町306-2	43-4593	205・272
浅羽東小学校	浅羽2800	23-6669	257
浅羽南小学校	西同笠148	23-2004	280・300
浅羽北小学校	浅羽1322	23-3006	259
<b>中学校</b>			
袋井中学校	川井701	42-4155	216・277
周南中学校	下山梨1-1-1	48-6239	253・279
袋井南中学校	愛野3110	42-3161	212・278
浅羽中学校	浅名822	23-3149	261
<b>専門学校</b>			
東海アクシス看護専門学校	上田町267-30	43-8111	211
<b>コミュニティセンター等</b>			
袋井東コミュニティセンター (かつもく館)	広岡2506-1	43-3389	229
袋井西コミュニティセンター (彩雲館)	川井582	43-3304	217
袋井南コミュニティセンター (南風館)	高尾754-1	43-3386	201
豊沢コミュニティセンター (豊沢ふれあい会館)	豊沢210-1	43-0900	283
袋井北コミュニティセンター	久能1330-2	43-3387	224
今井コミュニティセンター	太田687	43-3388	231
三川コミュニティセンター (さんさん会館)	友永147	49-0393	234・236
笠原コミュニティセンター	山崎5093-5	23-2283	238

施設名	所在地	電話番号	デジタル 地域防災無線
山名コミュニティセンター	上山梨4-3-1	49-3401	250・281
高南コミュニティセンター (きぼう館)	上田町267-8	42-4224	206
浅羽東コミュニティセンター	梅山63-1	23-7470	264
浅羽西コミュニティセンター	中410-1	23-2364	262
浅羽南(幸浦)コミュニティセンター	太郎助1044	23-7205	315
浅羽北コミュニティセンター	浅羽2857	23-6099	256・282
袋井図書館	高尾町19-1	42-5325	200
浅羽図書館	浅名976-1	23-6801	313
月見の里学遊館	上山梨4-3-7	49-3400	252
メロープラザ	浅名1027	30-4555	265
袋井市郷土資料館	浅名1021	23-8511	
澤野医院記念館	川井444-1	44-2324	
<b>体育施設</b>			
袋井体育センター	上田町267-19	43-1790	207
浅羽体育センター	東同笠1611-5	23-4812	316
袋井B&G海洋センター	上田町267-32	43-1523	670
愛野公園運動施設	豊沢1727	43-1900	
浅羽球技場	東同笠1611-1	23-4812	
風見の丘	岡崎6635-8	24-0345	266
袋井市総合体育館 (さわやかアリーナ)	久能1912-1	31-2070	317
<b>その他</b>			
教育会館	新屋1-2-1	86-3111	
宇刈いきいきセンター	宇刈1121-1	49-3030	255
田原農村総合管理センター	新池3078	44-6272	221
商業観光課観光振興室	高尾1211-1(袋井市観光案内所内)	44-3156	530
サンライフ袋井	上田町267-5	43-5051	208
すまいの相談センター	袋井260-1	44-3321	
シルバーワークプラザ	久能1287-1	43-1314	
袋井学校給食センター	深見237	49-0105	311
浅羽学校給食センター	新堀166-3	23-3049	312
中部学校給食センター	豊沢2289-2	44-3231	337
教育支援センター「ひまわり」	新屋1-2-1	86-5172	
中央子育て支援センター	高尾町5-22	45-0085	673
子ども支援センター	高尾754-11	45-0601	
<b>その他の施設</b>			
県立袋井商業高等学校	久能2350	42-2285	226
県立袋井高等学校	愛野2446-1	42-0191	213
静岡理工科大学	豊沢2200-2	45-0111	214
県立袋井特別支援学校	高尾2753-1	43-6611	209

施設名	所在地	電話番号	デジタル 地域防災無線
西部地域局	磐田市見付3599-4	37-2204	321
袋井土木事務所	山名町2-1	42-3210	320
中遠農林事務所	磐田市見付3599-4	37-2268	
西部健康福祉センター(西部保健所)	磐田市見付3599-4	37-2243	
袋井警察署	新屋2-4-5	41-0110	322
袋井警察署 中央交番	高尾町6-30	42-3700	
〃 山梨交番	上山梨3-1-6	48-6702	
〃 浅羽交番	浅名1044-1	23-3032	
〃 笠原駐在所	岡崎3335-1	23-4042	
〃 三川駐在所	友永36-2	49-0049	
総務省東海総合通信局	愛知県名古屋市中区白壁1-15-1	052-971-9105	
財務省東海財務局 静岡財務事務所	静岡市葵区追手町9-50	054-251-4321	
関東農政局静岡県拠点	静岡市葵区東草深町7-18	054-246-6121	
東京管区气象台 静岡地方气象台	静岡市駿河区曲金2-1-5	054-286-3521	
国土交通省中部地方整備局 浜松河川国道事務所	浜松市中央区名塚町266	053-466-0111	
中部運輸局静岡運輸支局	静岡市駿河区国吉田2-4-25	050-5540-2050	
海上保安庁 御前崎海上保安署	御前崎市港6170-2	0548-63-4999	
海上保安庁 清水海上保安部警備救難課	静岡市清水区日の出町9-1	054-353-0118	
陸上自衛隊第34普通科連隊	御殿場市板妻40-1	0550-89-1310	
陸上自衛隊第12旅団司令部 相馬原駐屯地	(北群馬)群馬県北群馬郡榛東村大字新井1017-2	0279-54-2011	
航空自衛隊航空教育集団司令部	(浜松基地)浜松市中央区西山町無番地	053-472-1111	
日本郵便株式会社 袋井郵便局	新屋1-1-10	42-5602	
東海旅客鉄道(株) 袋井駅	高尾1211-1		324
西日本電信電話(株) 静岡支店	静岡市葵区城東町5-1	054-200-1469	
NTT西日本ビジネスフロント 静岡支店 浜松営業所	浜松市中央区板屋町103-3	053-453-1010	
(株)N D S 静岡支店	栄町3-1	44-0011	331
日本赤十字社 静岡県支部	静岡市葵区追手町44-17	054-252-8131	
中日本高速道路(株) 浜松保全・サービスセンター	浜松市浜名区中瀬6008	053-588-5710	
N X 日本通運(株) 浜松支店 袋井物流センター	山科2864-1	42-3141	
中部電力パワーグリッド(株) 掛川支社	掛川市中央1-5-8	0120-977-230	328
中部電力パワーグリッド(株) 磐田営業所	磐田市二之宮東20-1	0120-977-250	325
袋井ガス(株)	高尾1940-1	42-8410	329
(一社)静岡県LPガス協会 西部支部 袋井地区(トヨネン)	広岡1388-1	43-2171	330
(一社)静岡県トラック協会 中遠支部	土橋80-1	43-4166	333
しずてつジャストライン(株) 浜岡営業所	御前崎市池新田3961-6	0537-86-2385	
遠州鉄道(株) 磐田営業所	磐田市岩井2190-1	32-4161	
磐田用水 東部土地改良区	新池3001	42-3175	

施設名	所在地	電話番号	デジタル 地域防災無線
中日新聞 袋井通信部	天神町1-7-14	42-3416	
静岡新聞 袋井支局	方丈3-1-19	45-0464	
朝日新聞 浜松支局	浜松市中央区常磐町145-1 大樹生命浜松ビル4階	053-452-3105	
読売新聞社 掛川通信部	掛川市南2丁目13-14	0537-22-2558	
毎日新聞社 浜松支局	浜松市中央区栄町302-17	053-453-2181	
NHK 浜松支局	浜松市中央区下池川町35-28	053-472-1171	
静岡第一テレビ 浜松支局	浜松市中央区板屋町111-2 浜松アクトアリーナ18階	053-456-7577	
SBS静岡放送局 掛川支局	掛川市成滝600-1	0537-22-8677	
静岡朝日テレビ 浜松総支社	浜松市中央区中央1-2-1	053-456-2800	
時事通信社 浜松支局	浜松市中央区鍛冶町124 Hビル6階	053-453-4335	
共同通信社 静岡支局	静岡市駿河区登呂3-1-1	054-286-1251	
浜松エフエム放送(株)	浜松市中央区鍛冶町100-1 ザグランド浜松中央館4階	053-458-8600	
静岡地方法務局 袋井支局	袋井366	42-3545	
袋井公証役場	高尾1129-1(袋井新産業会館キラット3階)	42-8412	
袋井市社会福祉協議会	久能2515-1(袋井市総合健康センター内)	42-7914	318
袋井商工会議所	高尾1129-1	42-6151	
浅羽町商工会	浅名979-1	23-2440	
袋井市建設事業協同組合	葵町1-2-5	43-4128	326
浅羽町建設事業協同組合	豊住829	23-5896	327
袋井市水道事業協同組合	豊住829	23-5900	
遠州中央農業協同組合 袋井支店	久能1385	42-4121	332
NOSAI静岡 中東遠地域センター	小山20-1	42-2816	
県温室農業協同組合	小山219	86-6861	
県温室農業協同組合クワンポン支所	小山219	42-4146	233
県経済連 西部畜産センター	堀越454-1	42-4141	
遠州鉄道(株) 磐田整備センター	磐田市岩井2190-1	37-6807	
明和苑	宇刈850-1	49-1555	351
医療法人社団 清怜会 袋井ケアセンター	萱間933-1	49-4911	352
特定非営利活動法人 ピースウインズ・ジャパン	広島県神石郡神石高原町近田1161-2	0847-89-0885	
公益社団法人 Civic Force(シビックフォース)	東京都渋谷区富ヶ谷2-41-12 富ヶ谷小 川ビル2階	03-5790-9366	

## 資料6-1-3 建設事業協同組合会員名簿

## 袋井市建設事業協同組合

令和7年4月1日現在

No.	会社名	住所	電話		備考
1	(株)アキヤマ 袋井営業所	袋井市睦町1-5	42-7912	42-0125	
2	(株)新組	袋井市旭町2-9-1	42-6553	42-7206	
3	(株)内田建設	袋井市久能2350-2	43-2855	43-3936	
4	(株)遠州工務店	袋井市葵町1-10-10	43-5531	43-8137	
5	(有)共栄土建	袋井市上山梨505-3	48-6331	48-6334	
6	塚本建設(株)	袋井市小山288	43-3851	43-5247	
7	(株)東栄建設	袋井市広岡2831-4	42-5918	42-3358	
8	(株)永井組	袋井市西田72	43-2525	43-3539	
9	乗松建設(株)袋井支店	袋井市睦町3-8	42-2469	42-4183	
10	(株)藤本組	掛川市高田149-1	0537-26-1105	0537-26-1109	
11	丸明建設(株)	袋井市高尾町6-21	43-2221	43-2226	
12	睦建設共業(株)	袋井市堀越1413-6	43-5500	43-5501	
	袋井市建設事業協同組合事務局	袋井市葵町1-2-5	43-4128	43-5272	

## 浅羽町建設事業協同組合

令和7年4月1日現在

No.	会社名	住所	電話	FAX	備考
1	(株)マルブンプロテクト	袋井市松原2518-1	23-5704	23-5769	
2	(株)鈴木工務店	袋井市湊272-1	23-2161	23-6154	
3	(有)相羽組	袋井市浅羽2460-1	23-5876	23-6122	
4	(株)中村組 中遠支店	袋井市浅羽1780-1	23-3152	23-2483	
5	(株)渥美	袋井市豊住851	23-3921	23-7095	
6	KAMIYA(株)	袋井市西同笠116-1	23-8115	23-6622	
	浅羽町建設事業協同組合事務局	袋井市豊住829	23-5896	23-8731	

## 資料6-1-4 袋井緑地維持管理協同組合員名簿

令和7年4月1日現在

No.	会社名	住所	電話	FAX	備考
1	(株)八ヶ代造園	袋井市田町2-11-13	43-4355	42-8399	
2	トヨタ緑産(株)	袋井市村松19-6	44-0400	44-0484	
3	(有)苔香園	袋井市岡崎2440	24-7770	24-7780	
4	(有)高松造園	袋井市浅羽2670-8	23-9449	23-9452	

## 資料6-1-5 建設事業協同組合重機保有台数

袋井市建設事業協同組合

令和7年4月1日現在

重機の名称	規格性能	台数	担 当 地 区			
			東・西地区	山梨・宇刈地区	今井・三川地区	豊沢・南地区
掘削機 (36台)	0.1 ～0.2m <sup>3</sup>	26	永井組(1) 遠州工務店(4)	新組(1) 内田建設(5) 睦建設共業(6)	アキヤマ(3) 共栄土建(2) 塚本建設(1)	東榮建設(1) 藤本組(2)
	0.25 ～0.4m <sup>3</sup>	7	永井組(1) 遠州工務店(2)	内田建設(1)	乗松建設(1) アキヤマ(1)	東榮建設(1)
	0.45 ～0.7m <sup>3</sup>	10	永井組(1) 遠州工務店(1)	内田建設(3) 睦建設共業(1)		東榮建設(1) 藤本組(3)
タイヤローダー (4台)	10 ～11 t	4	永井組(1)	睦建設共業(2)	アキヤマ(1)	
グレイダー (2台)	3.1m	2		睦建設共業(1)	乗松建設(1)	
ホイローダー (9台)	0.7 ～1.0m <sup>3</sup>	3		睦建設共業(0) 内田建設(1)	共栄土建(1)	藤本組(1)
	1.2m <sup>3</sup> ～以上	4	永井組(1)	睦建設共業(2)	乗松建設(1)	
クレーン付き トラック (5台)	3tエニック	6	永井組(1)	内田建設(1)	アキヤマ(1) 塚本建設(1)	藤本組(1) 丸明建設(1)

浅羽町建設事業協同組合

重機の名称	規格性能	台数	浅 羽 地 区			
			東・西地区	山梨・宇刈地区	今井・三川地区	豊沢・南地区
掘削機 (12台)	0.2m <sup>3</sup> 未満	6	マルブンプロテクト(2)	鈴木工務店(1)	渥美(1)	中村組(2)
	0.45m <sup>3</sup> 未満	2	マルブンプロテクト(1)	KAMIYA(1)		
	0.45m <sup>3</sup> 以上	1	マルブンプロテクト(1)			
ブルドーザー (0台)	13 t 未満	0				
ホイローダー (4台)	1.3m <sup>3</sup> 未満	5	マルブンプロテクト(1)	鈴木工務店(1)	渥美(2)	中村組(1)
クレーン付き トラック (4台)	2.9 t 以下	4	KAMIYA(3)	マルブンプロテクト(1)		
ダンプトラック (12台)	6 t 未満	12	マルブンプロテクト(2) KAMIYA(2)	鈴木工務店(1) 相羽組(1)	渥美(3)	中村組(3)

## 資料6-1-6

## 袋井緑地維持管理協同組合重機等保有台数

令和7年4月1日現在

会社名	(株)八ヶ代造園	トヨタ緑産(株)	(有)苔香園	(有)高松造園	計
2tダンプ	6	3	2	1	12
4tダンプ	1				1
2tユニック	1			1	2
3tユニック			1		1
3.5tユニック	2				2
4tユニック		1	1		2
バックホー 0.1			1		1
バックホー 0.15	2	1			3
バックホー 0.2	1				1
バックホー 0.25	1		0		1
バックホー 0.45	7				7
バックホー 0.7		1			1
バックホー 0.8	2				2
ペイローダ	5	1	1		7
4tセルフ	1	1			2
4t フックロール	3				3
8tトラック	1				1
10tセルフ	1				1
クローラ キャリア	3				3

## 資料6-1-7 袋井市下水道事業排水設備指定工事店名簿

令和7年4月30日現在

No.	会社名	郵便番号	所在地	代表者氏名	電話番号	
1	乗松建設(株)袋井支店	437-0041	袋井市 睦町3-8	松田直己	42-2469	駅前
2	丸明建設(株)	437-0027	袋井市 高尾町6-21	井谷晋之輔	43-2221	
3	(有)原田興管設備	437-0027	袋井市 高尾町6-17	原田京子	42-2026	
4	(有)山崎配管	437-0027	袋井市 高尾町17-21	山崎 篤	43-3332	
5	(株)ビルドマルメイ	437-0027	袋井市 高尾町23-1	井谷安秀	43-7477	
6	鈴芳管工	437-0023	袋井市 高尾2489-1	鈴木啓介	42-5001	高尾
7	(株)五十嵐組	437-0032	袋井市 豊沢1970-1	鈴木良信	42-3321	豊沢
8	羽鳥工務店	437-0031	袋井市 愛野1892-3	羽鳥敏夫	45-3010	愛野
9	袋井設備(株)	437-0026	袋井市 袋井313-4	並木 誠	42-6725	袋井
10	太田硝子建築事務所	437-0064	袋井市 川井976	太田加津弥	42-4821	川井
11	静岡ビルド株式会社	437-0064	袋井市 川井894-8	大田真一	44-1340	
12	ムラマツ建設	437-0064	袋井市 川井959-11	村松結人	86-4477	
13	(株)創建	437-0047	袋井市 西田2	鈴木将規	42-5550	袋井西
14	(株)永井組	437-0047	袋井市 西田72	永井智克之	43-2525	
15	(株)うるま設備	437-0043	袋井市 新池104-21	富本祐之	43-6231	田原
16	(有)山下住宅設備	437-0067	袋井市 天神町二丁目8-15	山下賢英	42-7859	袋井北
17	(株)内田建設	437-0061	袋井市 久能2350-2	内田鋤二	43-2855	
18	(有)ウノ設備	437-0061	袋井市 久能1291-7	宇野和弘	42-8423	
19	(株)鴻池設備	437-0061	袋井市 久能2296-1-1-1	鈴木英肇	42-7048	
20	(株)ワシヤマ土建	437-0061	袋井市 久能1295-1	鷺山良行	43-3551	
21	睦建設共業(株)	437-0065	袋井市 堀越1413-6	内山正伯	43-5500	
22	日管(株)袋井営業所	437-0065	袋井市 堀越1345-3	三輪高太郎	050-9002-5595	袋井北四町
23	(株)遠州工務店	437-0016	袋井市 葵町一丁目10-10	齋木 薫	43-5531	
24	村松建設(株)	437-0015	袋井市 旭町一丁目3-3	村松義博	43-2522	
25	(株)旭設備工業所	437-0012	袋井市 国本3243-5	武田雅道	42-2510	
26	(株)安達建設	437-0012	袋井市 国本2955-3	安達浩之	42-2360	
27	(株)東榮建設	437-0021	袋井市 広岡2831-4	鈴木信弘	42-5918	
28	(株)らいふIN	437-0021	袋井市 広岡1452-16	一木俊克	30-6640	
29	(株)直設備	437-0061	袋井市 村松1310	村松正直	42-0023	袋井東二
30	塚本建設(株)	437-0056	袋井市 小山288	塚本法樹	43-3851	今井
31	(株)スズトヨ	437-0053	袋井市 延久641-1	鈴木孝雄	42-3592	

令和7年4月30日現在

No.	会社名	郵便番号	所在地	代表者氏名	電話番号	
32	(有) カワイ工業	437-0002	袋井市 川会242	土戸健司	48-6596	三川
33	(有) 山正建設	437-0001	袋井市 山田944-1	鈴木洋成	48-8176	
34	設備カタギリ	437-0004	袋井市 友永10-7	片桐正浩	49-1156	
35	(有) 共栄土建	437-0125	袋井市 上山梨505-3	小澤尚也	48-6331	上山梨
36	大場配管(株)	437-0123	袋井市 下山梨1653-1	大場敏史	48-6601	下山梨
37	(有) 鈴木設備工業所	437-0122	袋井市 春岡1170-2	鈴木哲也	49-0355	宇刈
38	(株) 山本管工	437-0122	袋井市 春岡一丁目15-16	山本翔太	090-1472-0032	
39	(株) 富本設備	437-0122	袋井市 春岡二丁目12-8	富本和祐	49-0200	
40	和水	437-0127	袋井市 可睡の杜8-12	曾根和彦	49-0554	
41	くらもり設備	437-0121	袋井市 宇刈3314-1	鶴見勝臣	090-5009-8192	
42	佐野建設(株)	437-0121	袋井市 宇刈106-7	佐野利夫	48-5554	
43	小松原工務店	437-1312	袋井市 岡崎1849-1	小松原竜広	23-2527	笠原
44	(有) 睦土建	437-1312	袋井市 岡崎2499-3	井上敏浩	23-4727	
45	戸塚興管	437-1101	袋井市 浅羽3575-10	戸塚典良	23-4407	浅羽北
46	(有) 浅羽管工	437-1101	袋井市 浅羽242-1	戸塚道太郎	23-4165	
47	内田設備	437-1101	袋井市 浅羽2389-1	内田幸一	23-6469	
48	(株) 渥美	437-1103	袋井市 豊住851	渥美寿人	23-3921	浅羽東
49	タイセーメンテナンス(株)	437-1105	袋井市 梅山566	浅羽恵大	23-0487	
50	(株) マルブンプロテクト	437-1117	袋井市 松原2518-1	鈴木 守	23-5704	
51	(株) 鈴木工務店	437-1115	袋井市 湊272-1	鈴木 潔	23-2161	浅羽南

## 資料6-1-8 (公社)静岡県建築士会西部ブロック中遠地区緊急時連絡網等

令和7年4月1日現在

- 1 (公社)静岡県建築士会 西部ブロック事務局 (浜松市中央区田町226-6 丸八平野ビル2F)  
電話番号: 053-451-5166 / FAX: 053-454-9030

## 2 (公社)静岡県建築士会西部ブロック中遠地区緊急時連絡網(袋井地区分)

役職名	氏名	自宅TEL	勤務先	勤務先TEL
地区長	池田 武史	49-2278	池田一級建築士事務所	85-2896
副地区長	木村 高基	37-7199	高基建築計画室	37-7199

## 3 袋井市地震被災建築物応急危険度判定実施体制一覧表

市町村名	袋井市	所管部局課名	都市建設部建築住宅課	職員数	12人
所在地	袋井市新屋一丁目1-1		電話	0538-44-3120/0538-86-3375(災害対策本部)	
地上系無線	5-216-9000	FAX	0538-44-3145		
衛星系無線	8-216-9000	E-MAIL	kenchiku@city.fukuroi.shizuoka.jp		

## (市町村職員応急危険度判定担当者連絡表)

役職名	氏名	勤務先	勤務先TEL
応急危険度判定担当班長	藤原 資郎	袋井市役所	44-3122
応急危険度判定担当者	鳥居 剛行	〃	44-3120
応急危険度判定副担当者	海野 晴輝	〃	〃

## (民間応急危険度判定士エリアリーダー等連絡表)

役職名	氏名	勤務先	勤務先TEL
袋井地区長	村松 博之	一級建築士事務所ヒロ建築計画	23-8418
北部エリア			
リーダー	青木 達也	青木建設二級建築士事務所	48-7031
サブリーダー	野村 勇	丸明建設(株)	43-2221
サブリーダー	山下 英俊	グラウンド・ワークス(株)	45-3313
中部エリア			
リーダー	倉田 裕司	倉布人一級建築士事務所	43-9550
サブリーダー	久野 嘉也	(株)エコア総合設計	43-4311
サブリーダー	白倉 浩行	(有)進栄一級建築設計事務所	42-1757
サブリーダー	早川 滋康	建築サンライフ一級建築設計事務所	43-2509
南部エリア			
リーダー	金原 敏朗	塚本建設(株)	43-3851
サブリーダー	鈴木 潔	(株)鈴木工務店	23-2161
サブリーダー	中村 拓哉	(株)エコア総合設計	43-4311

## 資料6-1-9 袋井建築工業組合役員名簿

令和7年4月1日現在

役 職	氏 名	住 所
組 合 長	友田 克典	袋井市村松
副組合長	古山 健太郎	袋井市袋井
会 計	戸塚 典宏	袋井市山崎
訓練校講師(前期)	高橋 覚志	袋井市浅羽
訓練校講師(後期)	鈴木 英之	袋井市下山梨
県産国保支部長	海野 宏周	袋井市国本
商工会議所常議員	友田 克典	袋井市村松
共済事務担当	戸塚 典宏	袋井市山崎

## 資料6-1-10 袋井電設会名簿

令和7年4月1日現在

No	会 員 名	所 在 地	電 話	FAX	備 考
1	(株) ライトワーク	袋井市堀越3-17-15	43-2496	43-6096	会長
2	(株) 小澤電業所	袋井市旭町1-8-11	42-5212	42-8539	
3	郷中電気(株)	袋井市葵町1-9-10	42-3281	42-3281	
4	(有) 政和電気	森町森568-1	85-0077	85-0867	
5	(株) 大王	袋井市徳光139-1	42-8932	42-3038	
6	大豊電気(株)	袋井市豊沢1879-1	42-6814	42-1076	
7	(株) トラスト	袋井市久能2846-8	49-1797	49-1814	
8	中村電気工事(株)	袋井市川井895-1	42-4520	42-9907	
9	(株) 立正電気	袋井市天神町3-12-1	42-6936	42-6983	
10	(株) 中島電工社	袋井市湊948	23-6606	30-7506	

## 資料6-1-11 静岡県LPガス協会袋井地区会名簿

令和7年4月1日現在

No.	事 業 所 名	住 所	電 話	F A X	備 考
1	遠州中央農業協同組合 L P G袋井センター	袋井市下山梨760-1	49-5501	49-5502	地区長
2	(株) 高木商店	袋井市高尾2113	42-3511	42-1017	
3	豊田肥料(株)(袋井トヨネン)	袋井市広岡1388-1	43-2171	42-9080	
4	日本ガス興業(株)袋井営業所	袋井市延久225-1	44-1892	44-1893	
5	三愛オブリガス東日本(株) 東海支店 袋井営業所	袋井市春岡1218-15	48-6188	49-0729	
6	東海溶材(株)中遠営業所	袋井市川井1127-1	42-3618	42-3280	
7	(有) 永田石油ガス	袋井市永楽町1	42-2523	42-0421	
8	セントラル石油瓦斯(株)遠州営業 所	袋井市高尾2084-1	42-2061	43-5274	
9	村松肥料(株)	袋井市浅羽1595-2	23-3015	23-6565	
10	袋井ガス(株)	袋井市高尾1940-1	42-8410	43-4464	
11	富士ツバメ(株)中遠営業所	袋井市堀越3-21-4	43-8281	43-8284	
12	J A静岡経済連	袋井市堀越454-1	43-8517	43-8526	
13	静岡資材(株)中遠販売営業所	袋井市山科3293-1	45-2205		
14	ジェイエイ静岡燃料サービス(株) 浜松営業所	袋井市堀越454-1	43-8586		
15	(株) ホリコシ産業 袋井営業所	袋井市田町1-1-13	43-2358		
16	(株) 小倉商店	森町城下586-1	85-2346		
17	鈴規設備(有)	森町森161-1	85-2320		
18	(株) 平松	森町飯田1873-6	48-6105		
19	万年屋	森町森425	85-2077		
20	渡辺油脂店	森町三倉780	86-0038		
21	(株) つづき	森町森174-3	84-0058		

## 資料6-1-12 静岡県石油業協同組合袋井支部福油会名簿

令和7年4月1日現在

No.	事業所名	住 所	電 話	F A X	停電用 発電機	油槽所 の有無	系列・備考
1	(有) オチアイ石油	袋井市浅名602-2	23-3261	23-3194			コスモ
2	(有) オチアイ石油	袋井市湊233-1	23-3527	23-3262		○	コスモ
3	ニシオ自販(株) 袋井csニオス諸井店	袋井市諸井1029-4	23-3035	23-6773			ENEOS (セルフ)
4	(有) 永田石油ガス	袋井市永楽町1	42-2523	42-0421			コスモ
5	第一商事(株)	袋井市久能1893-1	42-5603	42-5519	○	○	ENEOS
6	第一商事(株)	袋井市川井1008-3	42-2201	42-2202	○		ENEOS
7	(株) 明石石油	袋井市川井1138-1	42-8224	44-0115			出光(セルフ)
8	静岡燃料サービス(株) ジャスポート袋井	袋井市堀越461	42-5493	42-2610			J A(セルフ)
9	(株) 太洋油脂	袋井市方丈2-4-6	42-4361	42-4361	○		出光
10	静岡資材(株)	袋井市山科3293-1	45-0373	45-0374	○	○ (掛川)	ENEOS (セルフ)
11	豊田肥料燃料部	袋井市広岡1388-1	43-2171	42-9080		○	(事務所)

## 資料6-1-13 袋井市アマチュア無線クラブ員名簿

令和7年4月1日現在

コールサイン	氏 名	住 所	備 考
J M 2 I N S	大場隆博	袋井市愛野	会 長
J H 2 W G K	鈴木敏男	袋井市宇刈	
J A 2 S G U	名倉利治	袋井市高尾	
J H 2 J Z B	兼岡正利	袋井市愛野東	
J P 2 K F U	寺田義彦	袋井市見取	

※アマチュア無線局(災害時に袋井市役所内開設) 袋井市アマチュア無線クラブ(J A 2 Y U D)

## 資料6-1-14 寺院・教会等一覧表

番号	名 称	住 所	電 話	自治会名
1	累 徳 寺	袋井市高尾828-1	42-3445	大門一丁目
2	満 願 寺	袋井市高尾717	42-4791	大門二丁目
3	慈 眼 寺	袋井市高尾1169	42-2540	掛之上北
4	尊 永 寺	袋井市豊沢2777	43-3601	法多
5	明 香 寺	袋井市愛野2358	42-3887	上石野
6	能 光 寺	袋井市愛野3079	42-2302	小野田
7	観 福 寺	袋井市袋井186-1	42-4050	中央
8	宗 円 寺	袋井市川井144-1	42-2674	川井中
9	円 通 寺	袋井市川井431	42-3491	川井東
10	袋 井 教 会	袋井市川井8	無住	川井東
11	長 命 寺	袋井市木原1	42-3725	木原
12	栄 泉 寺	袋井市新池465	42-0025	上新池
13	全 法 寺	袋井市新池114-1	42-1015	下新池
14	松 蔵 寺	袋井市松袋井15	43-2728	松袋井
15	甚 光 寺	袋井市方丈1-2-7	42-2380	方丈南
16	正 観 寺	袋井市国本2361-1	43-2497	久津部西
17	上 嶽 寺 (西台寺・天竜区山東2956 053-925-2623)	袋井市国本499	無住	名栗北原川
18	勝 名 寺	袋井市広岡2897-1	42-3387	上貫名
19	妙 日 寺	袋井市広岡2340	42-3552	久津部東
20	油 山 寺	袋井市村松1	42-3633	村松上
21	金 錫 寺	袋井市村松2661-1	42-2779	村松下
22	海 蔵 寺	袋井市堀越764-1	42-4607	堀越上
23	鶴 松 院	袋井市山科3198	42-1975	山科上
24	可 睡 斎	袋井市久能2915-1	42-2121	可睡
25	長 泉 寺 (管理:雲谷寺)	袋井市深見1730	無住	深見北
26	高 雲 庵	袋井市深見1008-1	48-6696	深見東
27	常 楽 寺	袋井市太田83	43-9257	太田
28	常 光 寺	袋井市横井153	42-6726	横井
29	雲 江 院	袋井市小山1602	43-2432	小山
30	延 久 寺	袋井市延久681	43-1471	延久
31	蔵 泉 寺	袋井市見取1282	48-7730	見取
32	積 雲 院	袋井市友永648	48-6756	友永
33	雲 谷 寺	袋井市大谷1337	48-6696	大谷
34	照 雲 寺	袋井市萱間577	48-7354	萱間
35	建 福 寺 (管理:積雲院)	袋井市川会1083	無住	川会
36	龍 源 院	袋井市山田75	48-6438	山田
37	光 照 院	袋井市岡崎3411	23-2261	西区
38	宗 有 寺	袋井市岡崎2827	23-2653	西区
39	龍 巢 院	袋井市岡崎6365	23-4049	五十岡
40	常 蓮 寺	袋井市岡崎2141	23-5320	南区
41	永 徳 寺	袋井市山崎4945	23-4607	三輪

番号	名 称	住 所	電 話	自治会名
42	福 正 寺	袋井市沖山梨15	48-6637	沖山梨
43	用 福 寺	袋井市上山梨3039	48-6329	入古
44	正 福 寺	袋井市上山梨1013	48-6651	入古
45	弘 法 院	袋井市上山梨914-2	48-6791	入古
46	成 道 寺	袋井市下山梨524	48-7131	下山梨下
47	林 光 寺	袋井市春岡1-3-1	48-6333	春岡
48	極 楽 寺	袋井市春岡2-8-7	49-1701	春岡
49	西 楽 寺	袋井市春岡384	48-6754	春岡
50	玄 泉 庵	袋井市宇刈1220-1-1	49-0736	馬ヶ谷
51	香 勝 院	袋井市宇刈2570	48-7256	大日
52	日本基督教団 袋井教会	袋井市栄町2-1	42-4832	栄町
53	日本基督教会 袋井北教会	袋井市袋井225-6	42-4597	本町
54	日本キリスト道友会 新霊教会牧師館	袋井市山崎5914-367	23-4101	三沢
55	天理教 愛陽分教会	袋井市山科3618	42-2812	山科下
56	〃 城山大教会	袋井市山崎5163	23-2111	柏木
57	〃 久努西分教会	袋井市岡崎3364-1	23-4135	西区
58	〃 山名大教会	袋井市三門町7-1	42-4151	三門町
59	〃 月見里分教会	袋井市上山梨753	48-7002	中町
60	〃 金屋敷分教会	袋井市上山梨880-1	48-6411	金屋敷
61	〃 遠本分教会	袋井市広岡2239-1	42-1916	下貫名
62	〃 東門教会	袋井市広岡1049-8	42-7547	下貫名
63	〃 壺中分教会	袋井市高尾1496-43	42-6076	南町
64	〃 浜御厨分教会	袋井市小山490-1	43-0267	小山
65	〃 山名義分教会	袋井市豊沢804-6	43-7090	菩提
66	長 昌 寺	袋井市諸井1056	23-4661	諸井
67	心 宗 院	袋井市諸井514	23-6063	諸井
68	円 明 寺	袋井市浅羽1649-1	23-3109	浅羽
69	岩 松 寺	袋井市浅羽3598	23-5351	浅羽
70	了 教 寺	袋井市浅名1342	23-5379	浅名
71	常 楽 寺	袋井市豊住367	23-1714	豊住
72	常 林 寺	袋井市梅山132	23-3228	梅山
73	万 松 院 (管理:龍巢院)	袋井市梅山468-1	無住	梅山
74	理 春 庵	袋井市浅岡351	23-2923	浅岡
75	松 秀 寺	袋井市富里453	23-3079	富里
76	用 智 院	袋井市中652-1	23-3839	中
77	長 溝 院	袋井市長溝100	23-9050	長溝
78	福 泉 寺 (管理:大福寺)	袋井市東同笠194-1	無住	東同笠
79	大 福 寺	袋井市大野3652	23-3433	大野
80	長 江 庵 (管理:松秀寺)	袋井市湊42	無住	湊
81	万 福 寺	袋井市湊40-1	23-2879	湊

## 資料6-1-15 指定文化財一覧表

令和7年4月1日現在

指定種別		番号	名称	所有者	
重要文化財	有形文化財	建造物	1	富士浅間宮本殿	富士浅間宮
			2	油山寺山門	油山寺
			3	油山寺三重塔	油山寺
			4	油山寺本堂内厨子	油山寺
			5	尊永寺仁王門	尊永寺
	工芸品	6	(尊永寺)金銅五種鈴	尊永寺	
	民俗	無形	7	法多山の田遊び	法多山田遊祭保存会
県指定文化財	有形文化財	建造物	8	油山寺本堂	油山寺
			9	油山寺書院	油山寺
			10	可睡斎護国塔	可睡斎
			11	西楽寺本堂	西楽寺
			12	油山寺方丈	油山寺
	彫刻	13	(西楽寺)木造薬師如来坐像	西楽寺	
		14	西楽寺木造阿弥陀如来坐像及び両脇侍坐像	西楽寺	
	工芸品	15	(正福寺)梵鐘	正福寺	
		16	(可睡斎)梵鐘	可睡斎	
		17	岩松寺の鰐口	岩松寺	
		18	平治二年銘梵鐘	袋井市	
	書跡	19	紙本墨書示了然道者法語	可睡斎	
	考古	20	五ヶ山B2号墳出土遺物	袋井市	
史跡	21	大門大塚古墳	袋井市		
	22	大野命山・中新田命山	寄木神社(大野)総代 寄木神社(中新田)総代		
天然記念物	23	油山寺の御霊スギ	油山寺		
市指定文化財	有形文化財	建造物	24	白山権現社	赤尾洪垂神社
			25	雲谷寺東司	雲谷寺
			26	尊永寺黒門	尊永寺
			27	建福寺薬師堂	建福寺
			28	旧澤野医院	袋井市
	絵画	29	(足立雪山筆絹本墨書)蜀栈道(図)	個人	
		30	(紙本軸装)用福寺釈迦涅槃図	用福寺	
	彫刻	31	(宗円寺鉄造)薬師如来立像	宗円寺	
		32	長泉寺(木造)薬師如来立像	長泉寺	
		33	(岩松寺木造)聖観世音菩薩(立像)	岩松寺	
		34	(岩松寺木造)不動明王二童子立像	岩松寺	
		35	(了教寺木造)阿弥陀三尊(坐)像	了教寺	
		36	(梅山八幡神社木造)阿弥陀如来坐像	梅山八幡神社氏子総代会	
		37	(富里王子神社木造)獅子頭	王子神社氏子総代会	
		38	(松秀寺木造)十一面観音坐像	松秀寺檀家総代会	
		39	西楽寺(銅造)不動明王立像	西楽寺	
工芸品	40	古瀬戸黄釉瓶子	袋井市		
	41	用行義塾版木	袋井東小学校		
	42	原川浅間宮(銅造)鰐口	富士浅間宮		
	43	(銅造小型)鰐口	個人		

指定種別	番号	名 称	所 有 者		
市指定文化財	有形文化財	書跡	44 (川村驥山筆紙本墨書) 孝経	個人	
		古文書	45 袋井宿開設お墨付	個人	
			46 袋井本陣御宿帳	袋井市	
			47 遠江国山名郡川井村水帳	袋井市	
			48 堤上置并道置土についての裁定書	小山自治会	
			49 武田信玄の竜の朱印状	可睡斎	
			50 辰年宇苺馬谷村可納御年貢割付の書状	個人	
			51 徳川家七ヶ条定書	袋井市	
			52 文化六年菩提新田已改茶畑検地帳 文化十三年菩提新田子改茶畑検地帳	個人	
			53 遠州周智郡宇苺之内馬ヶ谷村御検地水帳	個人	
			54 西楽寺(豊臣秀吉)朱印状	西楽寺	
			55 拾歩老御朱印状(徳川七か条定書)	梅山自治会	
			考古資料	56 五軒平古墳出土五鈴鏡	個人
				57 (北山遺跡出土)管玉	袋井市
	58 (団子塚遺跡出土)鉄剣	袋井市			
	59 (紙本軸装)袋井宿絵図	袋井市			
	歴史資料	60 梅屋敷の看板	袋井市		
		61 (紙本卷子本装)北条出羽守氏重移葬列図	上嶽寺		
		62 (紙本軸装)今川了俊歌切	海蔵寺		
		63 妙日尊儀妙蓮尊儀供養塔	妙日寺		
		64 (紙本軸装)裁許状絵図4点	個人		
		有形	65 長泉寺薬師如来立像附(属の)遠江四十九薬師像	長泉寺	
			66 伊勢大神宮御蔭(おかげ)接待寄附帳	個人	
	67 橘逸勢供養塔		用福寺		
	68 六十六部日本廻国納経帳		個人		
	無形	69 源朝長公御祭礼	源朝長公御祭礼保存会		
		70 木原大念仏	木原大念仏保存会		
		71 富士浅間宮田遊び祭	富士浅間宮		
		72 岡山の山の神祭り	岡山山の神祭り保存会		
	史跡	73 久野城址	袋井市		
		74 源朝長墓	積雲院		
		75 馬伏塚城跡	諏訪神社総代		
		76 万松院の切支丹灯籠	万松院檀徒総代		
		77 十二所居館跡	袋井市		
		78 浅羽佐喜太郎公記念碑	個人		
79 古新田遺跡		袋井市			
80 小笠原氏清供養塔		了教寺檀家総代会			
天然記念物		81 梅山八幡神社の森	梅山八幡神社総代		
		82 マキの木	個人		
	83 イマメの木	個人			
国登録有形文化財	建造物	84 天竜浜名湖鉄道一宮川橋梁	天竜浜名湖鉄道株式会社		
		85 可睡斎瑞龍閣	可睡斎		
		86 可睡斎東司	可睡斎		
		87 旧中村洋裁学院	個人		

## 資料6-1-16 火葬場

名 称	所 在 地 (電話番号&FAX番号)	火葬炉	敷地面積	施 設	延床面積
袋井市森町広域行政組合 中遠聖苑	袋井市浅名2134-151 (TEL&FAX 0538-23-6742)	4 炉 (ほかに汚物炉 1)	36,019㎡	鉄筋コンクリート 一部二階建	1,448㎡

## 資料6-1-17 道路の現況

令和7年4月1日現在

道路種別	路線数	実延長 (m)	内 訳		内 訳	
			改良済(m)	改良率	舗装道(m)	舗装率
高速道路	1	6,941	6,941	100.0%	6,941	100.0%
一般国道 (県管理の国道150号含む)	2	11,737	11,737	100.0%	11,737	100.0%
県道(主要地方道)	5	25,274	25,274	100.0%	25,274	100.0%
県道(一般)	13	46,388	45,847	98.8%	46,388	100.0%
市道 (独立専用自歩道88路線は除く)	3,756	1,125,473	750,874	66.7%	964,664	85.7%
計	3,777	1,215,813	840,673	69.1%	1,055,004	86.8%

※高速道路、国道及び県道に関しては令和4年4月1日の数値(静岡県道路施設現況調査)

## 資料6-1-18 橋りょうの現況

令和7年4月1日現在

総 数		国 道		県 道		市 道	
橋数	橋長(m)	橋数	橋長(m)	橋数	橋長(m)	橋数	橋長(m)
1,047	12,807	41	4,000	82	1,969	923	8,835

※国道及び県道に関しては令和4年4月1日の数値(静岡県道路施設現況調査)

資料6-1-19 がれき、残骸物仮置場の候補地一覧表

仮置場として優先的に利用可能な候補地 (優先度A)			
No.	名 称	敷地面積 (ha)	所在区域
A 1	春岡多目的広場	4.09	北部地区
A 2	豊沢の丘公園	1.49	中部地区
A 3	中遠クリーンセンター多目的広場	0.95	南部地区
A 4	旧浅羽B&G駐車場	0.59	南部地区
A 5	浅羽球技場	1.41	南部地区
小計		8.53	
災害時の他目的利用との調整や土地造成等が必要な候補地 (優先度B)			
No.	名 称	敷地面積 (ha)	所在区域
B 1	みつかわ夢の丘公園	2.64	北部地区
B 2	豊沢の丘防災広場	0.75	中部地区
B 3	中遠広域事務組合 宇刈処分場	2.19	北部地区
B 4	市有地 (雇用促進住宅地北側ほか)	1.14	北部地区 : 0.64ha 中部地区 : 0.5ha
B 5	市内公園	9.87	北部地区 : 3.28ha 中部地区 : 2.80ha 南部地区 : 3.79ha
小計		16.59	
災害の規模、内容により特例的な利用を承認された場合に利用交渉できる候補地 (優先度C)			
No.	名 称	敷地面積 (ha)	所在区域
C 1	市内民有地 (遊休地ほか)	26.56	市内全域
C 2	市内林野等	21.54	市内全域
小計		48.1	
合計		73.22ha	

## 資料7-1-1 袋井市の災害履歴

## 1 風水害の災害履歴

本市の風水害における大きな災害は以下のとおりである。

## (1) 明治35年3月1日 竜巻による災害

12時10分頃湊にたつ巻が上陸、幅5,280mで北東に進み、全壊家屋49棟、半壊14棟、死者5人、負傷者23人の被害を出した。

## (2) 明治40年9月17日～18日 台風による災害

小笠原諸島の南方海上に現われた台風は、北北西に進み17日夜遠州灘から進路を北東に転じて伊豆南端をかすめ、18日夜東京湾をへて金華山沖にぬけた。この台風の通過により各河川は増水し西部では宇刈川、原野谷川の増水が著しく、土地埋没及び流失、田畑の冠水などの被害があり、笠原村でも三沢川が氾濫した。

## (3) 大正3年8月29日～30日 台風による災害

台風は小笠原諸島の西方海上を北北西に進み、29日夜浜松市付近に上陸、新潟地方を経て北海道根室方面へ去った。29日昼過ぎより暴風雨となり、浜松で最大風速ENE28.2m/sを記録、太田川の水位は約4.5m、天竜川では約5.5mであった。

太田川は、今井村深見、横井、向笠村篠原、岩井、田原村三ヶ野、明ヶ島、玉越で堤防が決壊し、逆川は笠西村愛野で、原野谷川は愛野、久努村広岡、田原村新池、袋井、敷地川は三川村川会、友永、小藪川は三川村見取、向笠村竹之内、笠梅及び向笠新屋において決壊し、耕地、人家の浸水など被害が発生した。

## (4) 大正15年9月4日 台風による災害

グァム島方面で発生した台風は北西に進み、2日南大東島付近で転向し、4日10時前浜名湖付近に上陸、甲府、前橋を経て北東へ去った。浜松地方は4日早朝より暴風雨となり、浜松では10時15分ごろ最低気圧980hPa、最大風速S37m/sを観測した。雨量は県中部から西部にかけて多く、西部は被害が大きく家屋、樹木の倒壊、鉄道貨車の転覆、電信電話の不通、死傷者など多く出した。周智・磐田両郡の被害は、次のとおりである。

死者 5人、負傷者 52人、家屋の全壊 337戸、家屋の半壊 407戸、家屋一部破損 5,850戸  
非住家 1,501棟、道路の不通 47箇所、橋梁 14箇所等

## (5) 昭和25年6月9日～14日 梅雨前線、低気圧による災害

9日～14日にかけて奥羽地方南部より静岡県を通る梅雨前線が活発となり、また13日から14日にかけて南海上を低気圧が東進した。白糸、瀬戸谷、三倉、田沢の山ぞい地方で連日100mm前後の雨が降り、8日からの総雨量は450mm以上に達した。各河川の水位は大井川2.5m、水窪川3m、天竜川は鹿島付近で13日午後8時現在6.5mの最高水位を記録した。

敷地川では橋が流失し、原野谷川でも堤防が決壊し、袋井では床上浸水50戸、神長付近でも小笠沢川の堤防の決壊があった。

## (6) 昭和26年7月1日～2日 台風第6号による災害

南西諸島から九州の東を通り、四国へ上陸した台風は、2日4時ごろには980hPaの熱帯性低気圧となり、名古屋付近へ接近したころは、衰えて995hPaとなり、2日静岡県を通過して房総沖へ向った。静岡県の風は全般に弱かったが、雨量は北部山間部で多く150mmを越えた所があった。

太田川が氾濫し、周智郡南部の森、園田、飯田、山梨、宇刈の各町村では、田畑冠水6,000ha、床下浸水40戸を出した。

## (7) 昭和26年10月13日～16日 台風第15号による災害

台風により御前崎で最大風速23.5m/sを記録し、このため波が高く弁財天川の水門を越え逆流して田畑への被害を出した。

## (8) 昭和27年7月10日～15日 熱帯性低気圧、梅雨前線による災害

梅雨前線が太平洋岸に停滞し、熱帯性低気圧が南西諸島から九州に接近して、10日ごろから前線活動が活発となった。9日ごろから局地的に雨が強く降り、10日～16日の雨量は富士川、安倍川、大井川の上流、中流地域で400mmを観測した。

周智郡森町天ノ宮で太田川の堤防が決壊し、三川村では敷地川の決壊により床下浸水11戸、耕地の冠水470haであった。

## (9) 昭和28年9月25日～26日 台風第13号による災害

台風により御前崎で最大風速31.6m/sを記録し、海岸での波が高く、弁財天川の水門を越え、海水が田173haに浸水した。

## (10) 昭和34年8月26日～27日 低気圧、温暖前線による災害

日本海西部に発生した低気圧は、ゆっくり東に進み26日には日本海中部に達した。低気圧から南にのびた温暖前線は、中部地方を通り三陸沖の冷たい高気圧にはばまれて停滞した。26日朝から聚雨性の雨が降り出し、昼ごろから夜にかけて各地で雷が起り、局地的な豪雨となった。

太田川上流の敷地川、一宮川が袋井市三川で氾濫し、磐田市三ヶ野、明ヶ島、新貝の各橋が流失し、原野谷川、敷地川でも3～4箇所の橋の流失があり、中沢川でも幕ヶ谷橋の流失があった。

床上浸水26戸、床下浸水40戸であり、冠水した田は270haであった。

## (11) 昭和34年9月26日 台風第15号(伊勢湾台風)

台風は硫黄島西方海上で第1級の台風に発達し、北北西から北に進み26日午後6時30分ごろ紀伊半島南部に上陸した。この時の中心気圧は929.5hPaであったが、上陸後もあまり勢力が衰えず、岐阜付近を通り高田の西方を経て秋田沖へ去った。26日夕刻ごろから風雨が強まり、最大風速は御前崎SSW35.6m/s・石廊崎SW29.2m/s・浜松SSW26.4m/sを観測し、所々に突風が発生した。雨は26日午後4時から12時にかけて強く降り、山岳方面で1時間降雨量は、30～35mmに達し、大井川、天竜川中流域で200～350mm、また台風の最も接近した時刻が満潮時と一致したため、海岸では高潮や高波が起こった。家の全半壊や浸水、田畑の冠水、道路の決壊など各地に被害があり、特に県西部に多かった。

袋井市の被害 家屋半壊－2棟、家屋全壊－3棟等

## (12) 昭和49年7月7日～8日 台風第8号及び梅雨前線による災害(七夕豪雨)

沖の鳥島付近の海上で発生した台風8号は次第に北上して、4日には沖縄の西方海上で中心気圧945hPaに発達し大型台風となり、7日には中心気圧985hPaとなって日本海へ入った。その後、台風8号の東進と共に今まで停滞していた強い雨雲もゆっくり東進を始め、7日15:00ごろには西部地方に達し豪雨が始まった。この強い雨雲域の通過には7時間～10時間を要し、天竜－静岡－三島を結ぶ経路をとったため、この線上の各地では記録的な豪雨となった。8日8:00ごろには一応降雨の終息をみたが、この集中豪雨により延久・横井で太田川が決壊し、多くの被害を受け、災害救助法が適用された。

袋井市の被害 住家の全壊6戸、半壊11戸、床上浸水103戸、床下浸水180戸、その他田畑の埋没、河川崩壊等

## (13) 昭和57年9月11日～13日 台風第18号及び前線による災害

グァム島付近で発生した台風18号は、大型で並の勢力(968hpa)を保ちながら、12日18時に御前崎西方へ上陸し、東日本を横断した。本州南岸沿いに停滞していた前線が、台風の接近に伴い活発化し11日夜半から12日午前にかけて県下に大雨を降らせた。牧之原では12日16時から17時の1時間に91mmの豪雨が降った。降り始めからの総雨量は、天城山676mm、牧之原628mm、掛川504mm、御前崎459mmを観測し、掛川市を含む県下6市3町に災害救助法が適用された。

袋井市の被害 床上浸水10戸、床下浸水115戸等

## (14) 平成10年9月23日～24日 前線による災害

9月23日、台風7号は北海道の東海上で温帯低気圧になって東に進み、低気圧から伸びる前線が本州南岸から四国沖に伸びた。23日夜から本州南岸に伸びる前線の活動が活発となり、24日早朝にかけて東海地方や紀伊半島南部で強い雨が降り、静岡県や紀伊半島南部では1時間に50mm～80mmの激しい雨を観測し、静岡県福田町では、23日20時から23時までの3時間に177mmの降水量を観測した。

袋井市においても総降水量211mm、時間最大雨量55mm(23日23時～24時)を観測した。

袋井市の被害 床上浸水20戸、床下浸水80戸等

## (15) 平成16年11月11日～12日 集中豪雨

梅雨前線による集中豪雨で、11日午後6時頃から降り始めた雨は、11日午後10時から12日午前2時までの4時間に220mmの豪雨となった。11日午後10時から午後11時の時間雨量は、袋井市雨量観測過去最大の76mmの記録的豪雨となり、3世帯9人が自主避難した。

袋井市の被害 床上浸水37戸(住家18戸、非住家19戸)、床下浸水175戸(住家131戸、非住家44戸)等

## (16) 平成19年2月14日 突風による災害

2月14日、日本海で発達した低気圧の影響で、県内では午後から風雨が強まり大荒れの天気となった。低気圧が発達しながら日本海を北上して強風が吹き荒れ、14日午後6時頃から低気圧から延びた寒冷前線が静岡県を通過した。この前線は、部分的に積乱雲を含んでおり、突風が発生した時間帯には、そのうちの一つの積乱雲が通過中であった。

諸井、浅羽、浅岡地区で発生した突風により、屋根の破損や屋根瓦の落下・窓ガラスの破損などの被害が発生した。

被害の範囲：2,500m×210m（特に被害が集中している区域 1,200m×210m）

最大瞬間風速：浅羽支所 26.9m/s（2月14日午後6時10分～午後6時20分の間）

人的被害：5人

物的被害：全壊3棟、半壊3棟、一部損壊156棟、農業施設23棟ほか

## (17) 平成20年3月14日 突風による災害

3月14日、日本海中部に前線を伴った低気圧があつて東北東に進んでいた。この低気圧に向かって南海上から湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となっていた。静岡県内には昼過ぎから雷を伴った活発な積乱雲がかかり、袋井市で突風が発生した時間帯（午後2時45分頃）には、活発な積乱雲が被害地域付近を通過していた。

川井、袋井地区ほかで発生した突風により、住宅の屋根が剥がれる、屋根瓦が飛散するなどの被害が発生した。

被害の範囲：東西約1,000m×南北約300m（被害が特に集中している地域）

最大瞬間風速：袋井市役所 26.1m/s（3月14日午後2時40分～午後2時50分の間）

人的被害：なし 物的被害：全壊3棟、半壊なし、一部損壊147棟、農業施設4棟ほか

## (18) 平成23年9月21日 台風第15号による災害

9月13日午後9時に日本の南海上で発生した台風第15号は、21日午後2時頃に静岡県浜松市付近に上陸し、強い勢力を保ったまま東海地方から関東地方、そして東北地方を北東に進んだ。台風は、その後21日夜遅くに福島県沖に進み、22日午後3時に千島近海で温帯低気圧に変わった。

台風第15号が、南大東島の西海上にしばらく留まり、湿った空気が長時間にわたって本州に流れ込んだことと、上陸後も強い勢力を保ちながら北東に進んだことにより、西日本から北日本にかけての広い範囲で、暴風や記録的な大雨となった。

市内の気象状況

観測場所	累計雨量 (観測時間)	時間最大雨量 (観測時間)	最大瞬間風速 (観測時間)
袋井市役所	75.0mm (9:10~16:10)	23.5mm (13:00~14:00)	45.0m/s (13:20)
浅羽支所	69.0mm (9:10~16:10)	16.5mm (11:00~12:00)	44.5m/s (14:20)
山名小	95.5mm (9:10~15:10)	33.0mm (13:00~14:00)	—
三川小	81.0mm (9:10~15:40)	25.0mm (13:00~14:00)	—

※停電により山名小（午後3時10分以降）、三川小（午後3時40分以降）観測不能となる。

人的被害：12人（重傷3人、中等傷2人、軽傷7人）

物的被害：全壊なし、半壊・一部損壊 多数ほか

床上浸水：1戸

## (19) 平成24年6月19日 台風第4号による災害

6月13日にフィリピンの東海上で発生した台風第4号は、19日17時過ぎに、中心気圧960hPa、最大風速35m/sの強い勢力で和歌山県南部に上陸し、同日20時過ぎに愛知県東部に再上陸した。さらに、東海地方から関東甲信地方、そして東北地方を通過し、20日明け方に三陸沖へ進み、同日9時に温帯低気圧に変わった。

市内においても、大雨、暴風による被害とともに、広範囲にわたって長時間の停電も発生した。

人的被害：なし 物的被害：住家の一部損壊93件、床下浸水2件

## (20) 平成24年8月14日 大雨による災害

8月13日停滞前線が朝鮮半島から日本海を経て東北地方に達し、前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込んだため、西日本から東北地方の広い範囲で大気の状態が非常に不安定となり、局地的に非常に激しい雨が降った。14日は停滞前線が本州付近をゆっくりと南下し、近畿地方や東海地方では局地的に猛烈な雨を観測するなど、西日本から東北地方の広い範囲で大雨となった。

市内においては、沖之川高塚橋周辺で内水被害が発生したため、同日午前9時に、村松西、村松下及び久津部西自治会547世帯を対象に避難勧告を発令し、避難所（袋井東幼稚園）を開設した。また、市内20路線の道路冠水、22件の土砂崩れ、倒木などの被害が発生するとともに、市内広範囲にわたって長時間の停電も発生した。

## 市内の気象状況

観測場所	累計雨量 (観測時間)	時間最大雨量 (観測時間)
袋井市役所	260.0mm (1:00~9:40、22:40~翌日7:50)	57.5mm (2:00~3:00)
浅羽支所	166.5mm (1:40~9:40、23:20~翌日7:50)	36.0mm (3:30~4:30)
山名小	237.0mm (0:50~8:20、22:30~翌日7:50)	75.0mm (7:20~8:20)
三川小	206.0mm (0:40~9:50、22:20~翌日8:20)	69.5mm (1:10~2:10)

人的被害：なし 物的被害：床上浸水5件、床下浸水26件

## (21) 平成24年9月30日 台風第17号による災害

9月21日にフィリピンの東海上で発生した台風第17号は、大型で非常に強い勢力を保ったまま30日には四国の南へ進み、和歌山県潮岬付近を通過して、同日19時頃愛知県東部に上陸し、関東甲信地方、東北地方を通過して、10月1日昼頃には北海道東方海上に達した。この台風により、非常に激しい雨が降り猛烈な風が吹いた。

また、海上は猛烈なしけとなり、沿岸では高潮が発生した。

市内においても、大雨、暴風による被害とともに、広範囲にわたって長時間の停電も発生した。また、農作物の塩被害も発生した。

人的被害：なし 物的被害：住家の一部損壊1件、軽微破損49件

## (22) 平成24年10月23日 突風による災害

10月23日9時には、日本海北部に前線を伴った発達中の低気圧があつて東北東に進んでおり、この低気圧からのびる寒冷前線が本州を通過していた。この低気圧や前線に向かって、南から暖かく湿った空気が流れ込み、北日本から西日本にかけては大気の状態が非常に不安定となっていた。

9時30分頃に袋井市岡崎から山崎にかけて突風が発生し、住家の屋根瓦のめくれや非住家の屋根の飛散など被害が発生した。突風が発生した時間帯には、活発な積乱雲が被害地付近を通過中であつた。

静岡地方気象台は、この突風をもたらした現象を、竜巻と推定し、竜巻の強さは藤田スケールでF0と推定した。

被害の範囲：長さは約1km、幅は約100m（被害が特に集中している地域）

最大瞬間風速：浅羽支所 10.6m/s(午前9時30分、南南西)

人的被害：なし 物的被害：全壊なし、半壊なし、住家の一部損壊15件、非住家7件ほか

## (23) 平成26年10月6日 台風第18号による災害

9月29日15時にトラック諸島近海で発生した台風第18号は、発達しながら日本の南海上を北上し、その後、進路を東寄りに変え、大型で強い勢力を維持したまま潮岬の南を通過して、10月6日8時過ぎに静岡県浜松市付近に上陸した。台風は速度を速めながら東海地方及び関東地方を北東に進み、6日21時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。

台風と本州付近に停滞した前線の影響で、東日本太平洋側を中心に大雨となった。

市内においても、暴風及び大雨による床上床下浸水や、橋脚流出、法面崩壊、農作物の被害が発生した。

## 市内の気象状況

観測場所	累計雨量 (観測時間)	時間最大雨量 (観測時間)	最大瞬間風速 (観測時間)
袋井市役所	319.5mm (5日1:50~6日9:00)	56.5mm (6日6:00~7:00)	30.5m/s (6日7:30)
浅羽支所	233.5mm (5日1:30~6日9:20)	34.0mm (6日5:40~6:40)	33.8m/s (6日7:30)
山名小	337.0mm (5日2:00~6日8:40)	63.0mm (6日6:30~7:30)	—
三川小	291.5mm (5日1:40~6日8:50)	58.5mm (6日6:40~7:40)	—

人的被害：なし

物的被害：一部損壊10件、床上浸水5件、床下浸水24件、橋脚流出1件、農業施設38件ほか

## (24) 平成30年9月30日～10月1日 台風第24号による災害

9月21日15時にマリアナ諸島近海で発生した台風第18号は、25日0時には猛烈な勢力に発達し、フィリピンの東の海上で速度を落としつつ北上し、29日には南西諸島に最接近した。台風は久米島付近で北東に転向し、30日20時頃に中心気圧960hPa・最大風速40m/sの大型で強い勢力で和歌山県田辺市付近に上陸した。台風は上陸後さらに速度を速め、10月1日9時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。

台風の接近により南西諸島や東日本の太平洋側を中心に記録的な暴風となった。

市内においても、暴風により市内のほぼ全域が停電するなどの被害が発生した。

人的被害：なし

停電被害：最大 36,800戸（10月5日までに復旧）

## (25) 令和3年7月1日～7月7日 大雨による災害

6月末から梅雨前線が北上し、西日本から東日本に停滞した。前線に向かって暖かく湿った空気が次々と流れ込み、大気の状態が非常に不安定となったため、東海地方から関東地方南部を中心に記録的な大雨となった。

数日間にわたって断続的に雨が降り続き、静岡県複数の地点で72時間降水量の観測史上1位の値（周智郡森町・三倉（534.5mm））を更新するなど、記録的な大雨となった。

この大雨により静岡県熱海市で土石流災害が発生したほか、河川の増水や低地の浸水が発生した。

市内においては、令和3年7月2日午前8時頃、三川地区萱間地内にて土砂崩れが発生した（急傾斜地西側で高さ10m、幅10mほどの範囲で土砂が崩落）。待ち受け式擁壁により土砂を補足しており、人的被害及び建物被害はなかったが、東側斜面の上部に約20メートルの亀裂が入り、不安定な状態で、土砂崩れの危険があったため、令和3年7月2日 午前10時35分、9世帯27人へ、警戒レベル4「避難指示」を発令。対象者は萱間公会堂、三川コミュニティセンター、親戚宅等へ避難した。その後、袋井土木事務所が、危険箇所の不安定な土砂を取り除き、家屋への土砂流出の危険性が低くなったため、7月7日午後3時30分に警戒レベル4「避難指示」を解除した。

## (26) 令和4年9月23日～24日 台風第15号による災害

9月23日夜のはじめ頃から24日明け方にかけて、台風第15号の影響により、静岡県では中部、西部、東部で猛烈な雨が降り、記録的短時間大雨情報が16回発表されるなど記録的な大雨となった。市内では、市内河川から越水を確認したため、同日午後10時に市内全域に警戒レベル4「避難指示」を発令。午後11時45分に、敷地川（笠梅橋）の水位が氾濫危険水位に達したため、三川・今井地区に警戒レベル5「緊急安全確保」を発令した。翌日24日午前5時30分、市内の河川水位が氾濫危険水位を下回ったため三川・今井地区の警戒レベル5「緊急安全確保」を警戒レベル4「避難指示」に引き下げた。同日午前10時45分、市内河川水位が低下したため、市内全域に発令していた警戒レベル4「避難指示」を解除した。

本災害による被害について、袋井市を含む県内23市町に災害救助法が適用された。

## 市内気象情報

観測場所	累計雨量 (観測時間)	時間最大雨量 (観測時間)	最大瞬間風速 (観測時間)
袋井市役所	256.5mm (9/23 03:29～9/24 01:52)	62.5mm (9/23 20:00～21:00)	9/23 22:49 南南西15.0m/S
浅羽支所	230.5mm (9/23 03:21～9/24 01:55)	67.5mm (9/23 20:00～21:00)	9/23 22:12 南南東17.7m/S
山名小	319.0mm (9/22 21:00～9/24 00:42)	66.5mm (9/23 21:00～22:00)	
三川小	321.5mm (9/22 21:06～9/24 00:45)	72.5mm (9/23 22:00～23:00)	

人的被害：死者1人

物的被害：住家（床上浸水）102件、（床下浸水）150件（土砂崩れ等）6件

非住家（床上浸水）69件、（床下浸水）14件（土砂崩れ等）4件

主な被害地区は三川地区、宇刈地区、袋井東地区、高南地区

土砂崩れ：43箇所（水道施設用地1箇所・可睡斎瑞龍閣法面1箇所、など含む）

主な被害地区は三川地区、宇刈地区、笠原地区

橋梁流失：3箇所 洞広橋（袋井市山田）、岡野橋（袋井市方丈～愛野・通称もぐり橋）

※新屋橋（磐田市新屋～袋井市太田・磐田市管理）

## (27) 令和5年6月2日～3日 台風第2号及び前線による大雨に関する災害

6月1日から3日にかけて、本州付近にある梅雨前線に向かって台風第2号からの非常に暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、静岡県の広い範囲で非常に激しい雨が降り、線状降水帯が断続的に発生するなど記録的な大雨となった。市内では、台風第2号の接近に伴い、同日午後3時に市内全域に警戒レベル3「高齢者等避難」を、同日午後4時15分に警戒レベル4「避難指示」を発令した。午後7時10分、市内の敷地川、大谷川、秋田川が越水・浸水の可能性があるため、三川地区、今井地区、村松地区、高南地区に警戒レベル5「緊急安全確保」を発令した。翌日午前7時10分、市内の敷地川、大谷川、秋田川の水位が低下したため、三川地区、今井地区、村松地区、高南地区の警戒レベル5「緊急安全確保」を解除し、警戒レベル4「避難指示」に変更。同日午前9時15分、今後の降雨が見込まれず、市内河川水位が低下したため、市内全域に発令していた警戒レベル4「避難指示」を解除した。

## 市内気象情報

観測場所	累計雨量 (観測時間)	時間最大雨量 (観測時間)	最大瞬間風速 (観測時間)
袋井市役所	286.0mm (6/1 23:15～6/3 02:37)	54.5mm (6/2 16:00～17:00)	6/2 08:21 南南西21.1m/S
浅羽支所	213.0mm (6/1 23:35～6/3 02:37)	35.5mm (6/2 16:00～17:00)	6/2 08:23 南南西19.2m/S
山名小	320.0mm (6/1 23:25～6/3 02:54)	52.5mm (6/2 16:00～17:00)	
三川小	349.0mm (6/1 23:23～6/3 03:02)	52.5mm (6/2 16:00～17:00)	

人的被害：なし

物的被害：住家（床上浸水）1件、（床下浸水）14件

非住家（床上浸水）2件、（床下浸水）3件

主な被害地区は三川地区、袋井東地区

## 2 地震による災害履歴

- (1) 宝永地震 1707年(宝永4年)10月28日 M=8.4 震央=五畿七道  
全県下に被害が生じた。沿岸に大津波、東海道沿いで震度6、袋井・掛川は震度7
- (2) 安政東海地震 1854年(安政元年)12月23日 M=8.4 震央=東海・東山・南海  
県下全域に被害が生じた。御前崎を中心に隆起、沿岸一帯に津波、又低地で液状化現象が各地で見られた。特に掛川、袋井付近の東海道沿いの被害が大きかった。
- (3) 東南海地震 1944年(昭和19年)12月7日 M=7.9 震央=東海沖  
県中・西部に被害が大きかった。遠州灘で津波の高さ1~2m、太田川流域の住家被害率が高く、本市では今井地区(旧今井村)で97%を始め、市内全域で被害があった。

### 東南海地震による被害状況(大庭正八先生資料参照)

(単位:人、棟)

被害種別		笠原村	宇刈村	山梨町	久努西村	久努村	袋井町	三川村	今井村	田原村	上浅羽村	東浅羽村	西浅羽村	幸浦村	計	
人的被害	死者	0	2	22	8	4	64	12	7	3	8	1	6	6	143	
被害	住家	全壊	8	29	95	182	180	575	86	322	102	218	79	134	99	2,109
		半壊	1	59	165	31	160	142	50	14	22	88	37	141	32	942
	非住家	全壊		71	84	200	154	422	105	305	72	142	54	120	29	1,758
		半壊		78	127	55	133	153	89	31	78	94	60	121	49	1,068

- (4) 駿河湾を震源とする地震 2009年(平成21年)8月11日(火)午前5時7分 M=6.5 震央=駿河湾沖(御前崎の北東約35km付近)深さ23km 袋井市の震度 震度5強(浅羽支所)、震度5弱(袋井市役所)  
人的被害:1人(軽傷) 物的被害:一部損害 住家被害(瓦の落下等)123件、公会堂被害2件、公共施設被害6件、その他の被害(電柱傾き、ブロック塀破損、神社灯籠の倒れなど)26件
- (5) 令和6年 能登半島地震 2024年(令和6年)1月1日(月・祝)午後4時10分  
M=7.4 震央=石川県能登地方(輪島の東北東30km付近)  
袋井市の震度 震度4(浅羽支所) 震度3(袋井市役所)  
人的・物的被害 なし

## 資料8-1-1 袋井市の気象に関する資料

## 気象概況

(令和6年：危機管理課)

年月	気温			平均 相対湿度 (%)	降水量 (mm)	平均 風速 (m/s)	風向 (最多)	最大 風速 (m/s)	日照 時間 (時間)
	平均 (°C)	最高 (°C)	最低 (°C)						
令和6年	18.3	39.4	-2.6	73.5	2,696.0	3.8	北西	26.6	2,366.5
1月	7.7	17.5	-2.6	59.2	34.5	4.9	北西	23.0	204.1
2月	9.8	23.8	-0.3	69.0	162.0	4.0	西北西	20.7	151.8
3月	10.1	24.6	-0.4	62.1	223.5	5.3	北西	26.6	207.6
4月	17.5	26.4	8.4	74.7	185.0	3.6	西南西	21.8	166.2
5月	19.6	29.4	11.1	78.1	332.5	3.3	南	23.8	207.9
6月	23.2	33.0	16.5	82.3	329.0	3.1	南	20.0	190.1
7月	29.4	39.4	22.2	79.0	169.5	4.3	南西	18.0	253.9
8月	28.9	36.8	23.5	84.5	770.5	3.0	南南西	13.2	233.7
9月	27.4	36.6	19.0	82.3	82.5	3.2	南西	21.9	222.6
10月	22.2	32.1	13.8	81.9	278.5	2.7	南西	17.0	129.7
11月	15.8	26.0	5.7	73.4	127.0	3.5	南	26.0	153.4
12月	8.3	20.0	-1.0	55.5	1.5	5.2	西	21.0	245.5

出典：危機管理課（観測地点：袋井市役所）

日照時間は気象庁磐田地域気象観測所の観測値

## 資料8-1-2 浜岡原子力発電所における原子力災害対策重点区域

## 1 予防的防護措置を準備する区域(PAZ)

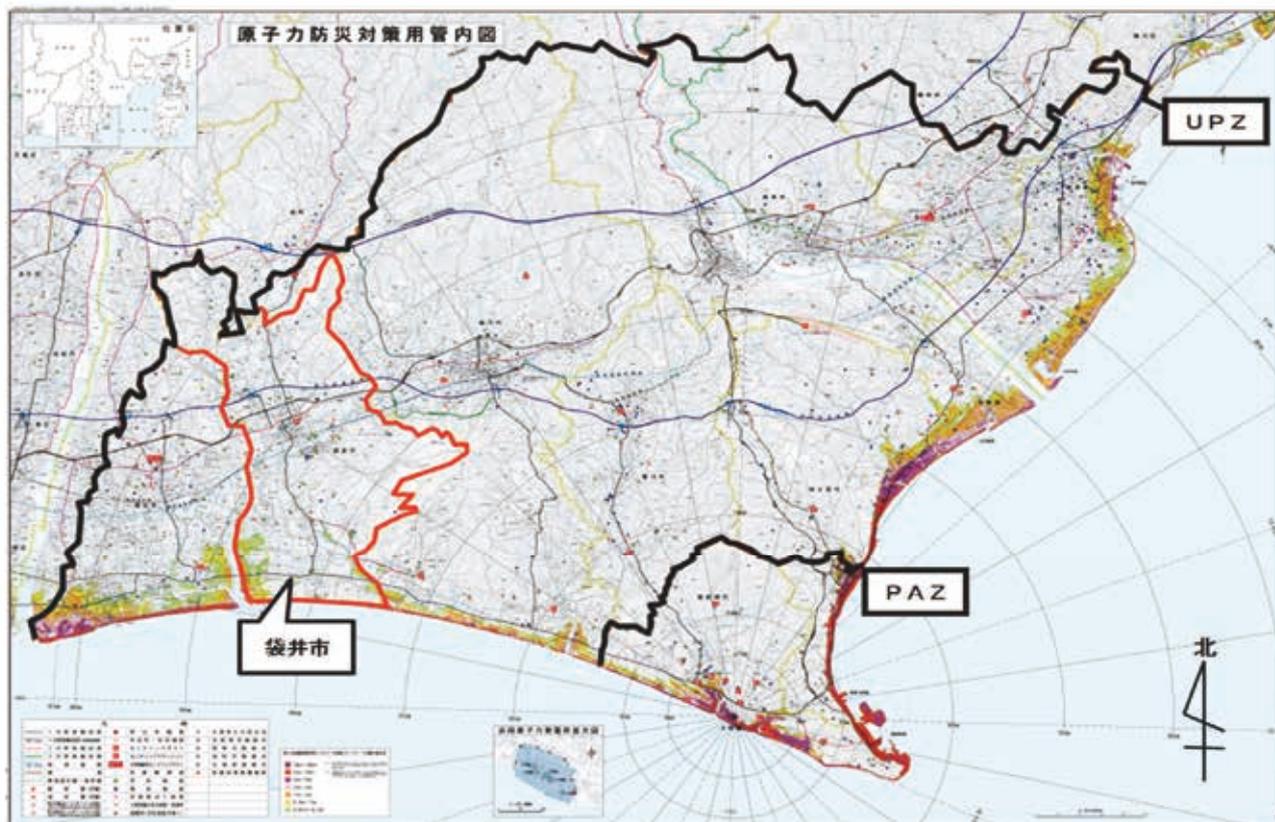
市名	地区等
御前崎市	全域
牧之原市	地頭方、落居、笠名、堀野新田、新庄、遠渡、須々木、鬼女新田、波津、相良、福岡、大沢

## 2 緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)

市町名	地区等
牧之原市	地頭方、落居、笠名、堀野新田、新庄、遠渡、須々木、鬼女新田、波津、相良、福岡、大沢を除く全域
菊川市	全域
掛川市	全域
吉田町	全域
袋井市	全域
焼津市	全域
藤枝市	藤枝、青島、高洲、大洲、西益津、稲葉
島田市	旧島田市のうち、犬間、小川、中平、二俣、白井、大森、西向、大平を除いた全域、旧金谷町の全域
森町	牛飼、市場、下飯田、中飯田、上飯田、東組、西組、城北、若宮、梶ヶ谷、鴨谷、南戸綿
磐田市	見付地区、今之浦地区、中泉地区、天竜地区、西貝地区、大藤地区のうち第1区から第5区、向笠地区、御厨地区、南御厨地区、長野地区、田原地区、於保地区、福田東地区、福田西地区、福田南地区、福田中島地区、福田西部地区、福田北部地区、豊浜地区、竜洋西地区のうち金洗、竜洋東地区、竜洋北地区のうち平間、ニュータウン、あおば、富岡西地区のうち上気賀、匂坂下、気賀東、加茂東、加茂川原、豊田東地区、井通地区のうち上万能、一言里、一言北原、一言エクレー、一言南原、青城地区のうち中田、気子島、宮之一色、海老塚、下万能、下本郷

(静岡県地域防災計画原子力災害対策の巻)

## ◆ 原子力災害対策重点区域図



## 資料8-1-3 自治会別の発電所からの方位・距離、世帯、人口に関する資料

## 1 浜岡原子力発電所から距離別の人口(令和6年4月1日現在)

範囲	～5km	5～10km	10～20km	30～31km	総人口
人口(人)	-	-	5,829	82,218	88,047

## 2 自治会毎の人口構成(令和6年4月1日現在)

自治区等の名称	発電所からの距離	方位	避難単位	人口等(総数)				要配慮者等(人)					避難行動要支援者(人)	年齢別人口(人)				
				世帯数	男	女	計	0～6歳未満児童	妊婦	高齢者75歳以上	障害者	外国人		3歳未満	3歳～7歳未満	7歳～13歳未満	13歳～40歳未満	40歳以上
菩提	20km圏	北西	4	233	363	360	723	62	3	89	24	5	1	23	48	63	192	397
法多	20km圏	北西	4	90	121	124	245	7	2	49	11	4	2	3	4	12	55	171
西通	31km圏	北西	4	120	119	117	236	4	0	41	9	12	2	2	3	13	52	166
東通	31km圏	北西	4	171	166	181	347	15	2	68	16	21	1	7	9	10	101	220
掛之上	31km圏	北西	4	203	226	243	469	9	1	90	27	5	5	4	8	23	108	326
大門一丁目	31km圏	北西	4	100	116	98	214	8	1	38	18	9	1	5	4	6	57	142
大門二丁目	31km圏	北西	4	141	166	117	283	12	0	30	8	39	0	6	8	17	91	161
大門三丁目	31km圏	北西	4	152	178	169	347	8	0	63	17	12	0	5	9	25	89	219
大門五丁目	31km圏	北西	4	212	258	263	521	13	2	42	12	13	2	8	11	25	179	298
宝野	31km圏	北西	4	461	597	590	1,187	114	12	113	34	35	0	48	86	80	399	574
大通	31km圏	北西	4	54	58	59	117	0	0	36	4	1	0	0	0	1	20	96
神長中	31km圏	北西	4	283	370	362	732	25	1	81	29	9	10	15	16	45	214	442
神長北	31km圏	北西	4	159	214	216	430	19	1	42	25	1	12	11	13	23	117	266
上石野	31km圏	北西	4	896	1,018	931	1,949	144	19	82	42	20	3	80	85	140	778	866
祢宜弥	31km圏	北西	4	630	592	626	1,218	112	13	35	24	24	2	72	51	59	552	484
下石野	31km圏	北西	4	66	107	99	206	21	0	14	6	0	2	8	17	17	71	93
山田川	31km圏	北西	4	238	313	275	588	33	0	42	18	24	2	14	24	38	179	333
小野田	31km圏	北西	4	518	719	754	1,473	105	1	138	48	48	5	43	87	128	478	737
寺前	31km圏	北西	4	80	66	82	148	1	0	20	5	7	0	0	1	4	44	99
新町	31km圏	北西	5	130	143	148	291	4	0	77	14	6	2	2	2	3	57	227
本町	31km圏	北西	5	120	158	145	303	6	0	66	15	6	0	2	5	10	65	221
永楽町	31km圏	北西	5	82	84	73	157	6	0	22	9	6	1	3	4	7	33	110
方丈中	31km圏	北西	5	251	249	193	442	25	3	42	19	95	4	15	13	18	149	247
方丈西	31km圏	北西	5	88	98	85	183	9	2	39	9	18	0	5	4	4	53	117
方丈東	31km圏	北西	5	279	305	265	570	24	3	76	25	66	1	10	17	29	177	337
方丈北	31km圏	北西	5	104	86	107	193	6	0	30	13	29	1	1	6	11	50	125
方丈南	31km圏	北西	5	157	188	175	363	17	5	59	17	16	4	10	9	15	133	196
鷺巣上	31km圏	北西	6	281	383	317	700	35	3	63	32	60	3	14	28	42	216	400
鷺巣下	31km圏	北西	6	425	514	534	1,048	60	5	122	35	79	5	23	52	65	344	564
可睡	31km圏	北西	6	203	207	189	396	21	0	93	26	34	3	11	11	23	90	261
上久能	31km圏	北西	6	651	768	744	1,512	99	9	124	47	214	0	56	55	105	549	747
中久能	31km圏	北西	6	355	457	489	946	41	1	74	31	126	5	16	34	116	296	484
下久能	31km圏	北西	6	145	165	167	332	17	0	43	11	43	3	9	12	20	123	168
山科上	31km圏	北西	6	304	358	331	689	44	4	65	22	76	1	28	23	36	280	322
山科下	31km圏	北西	6	161	222	210	432	26	1	27	10	10	2	8	25	55	147	197
北町	31km圏	北西	6	157	220	221	441	9	0	84	21	0	1	4	8	18	114	297
天神町	31km圏	北西	6	353	490	477	967	41	6	55	29	71	3	17	32	58	332	528
堀越上	31km圏	北西	6	809	1,017	1,035	2,052	191	17	175	65	101	12	93	136	147	707	969
堀越中	31km圏	北西	6	96	116	116	232	15	2	24	19	154	4	6	16	25	76	109
堀越一丁目	31km圏	北西	6	209	232	207	439	14	1	61	15	42	1	8	6	7	164	254
堀越二丁目	31km圏	北西	6	205	239	241	480	6	0	40	12	10	0	3	10	30	148	289
堀越三丁目	31km圏	北西	6	299	327	316	643	41	6	24	16	69	1	17	34	48	276	268
堀越五丁目	31km圏	北西	6	245	242	259	501	19	3	37	24	57	1	10	18	28	158	287
田町	31km圏	北西	6	392	427	410	837	41	1	99	38	82	7	28	23	61	233	492
葵町	31km圏	北西	6	374	425	396	821	30	2	96	34	124	3	13	22	54	233	499
泉町	31km圏	北西	6	307	320	309	629	30	5	75	26	128	1	14	22	48	209	336
旭町	31km圏	北西	6	519	513	511	1,024	40	3	147	45	144	6	20	26	39	290	649
上貫名	31km圏	北西	6	243	251	244	495	15	0	92	57	0	3	8	8	18	96	365
下貫名	31km圏	北西	6	331	398	369	767	21	0	111	36	69	5	12	14	36	204	501
新屋	31km圏	北西	6	329	366	362	728	30	2	94	35	37	3	18	13	23	233	441
久津部西	31km圏	北西	6	276	338	303	641	35	0	86	27	76	5	13	27	34	194	373
久津部東	31km圏	北西	6	167	210	216	426	18	1	71	18	18	1	6	17	21	116	266
久津部北	31km圏	北西	6	199	183	130	313	14	6	11	16	205	0	10	4	18	161	120
名栗北原川	31km圏	北西	6	156	203	205	408	16	0	67	17	14	1	6	15	21	103	263
不入斗	31km圏	北西	6	85	128	102	230	4	0	37	12	3	2	1	4	14	64	147

自治区等の名称	発電所からの距離	方位	避難単位	人口等(総数)				要配慮者等(人)					避難行動要支援者(人)	年齢別人口(人)				
				世帯数	男	女	計	0~6歳未就学児	妊婦	高齢者75歳以上	障害者	外国人		3歳未満	3歳~7歳未満	7歳~13歳未満	13歳~40歳未満	40歳以上
菅ヶ谷	31km圏	北西	6	96	130	135	265	11	0	44	8	2	1	3	10	10	59	183
村松下	31km圏	北西	6	200	225	200	425	11	0	68	24	46	8	8	4	17	103	293
村松上	31km圏	北西	6	99	137	137	274	9	0	56	16	0	4	4	7	15	61	187
村松西	31km圏	北西	6	273	320	304	624	22	2	98	21	30	2	9	17	27	162	409
深見北	31km圏	北西	7	66	97	94	191	10	0	32	11	2	0	5	8	14	40	124
深見南	31km圏	北西	7	52	75	72	147	10	1	26	12	0	0	3	7	4	34	99
深見東	31km圏	北西	7	188	257	224	481	15	2	67	25	21	0	5	14	24	134	304
延久	31km圏	北西	7	300	374	376	750	18	1	82	29	59	9	8	18	54	242	428
徳光	31km圏	北西	7	238	251	198	449	15	3	40	19	48	1	11	7	18	173	240
太田	31km圏	北西	7	335	461	441	902	31	2	117	38	42	6	13	23	49	234	583
太田西	31km圏	北西	7	93	87	66	153	7	0	18	14	67	0	1	8	10	59	75
太田東	31km圏	北西	7	44	59	56	115	2	0	14	8	2	0	1	2	4	31	77
見取	31km圏	北西	8	221	305	290	595	14	2	111	34	19	0	5	15	32	130	413
大谷	31km圏	北西	8	137	197	185	382	18	1	66	14	7	4	5	17	27	73	260
友永	31km圏	北西	8	135	187	196	383	21	1	60	18	15	3	11	13	14	113	232
萱間	31km圏	北西	8	285	372	378	750	22	1	122	39	10	3	9	22	44	185	490
川会	31km圏	北西	8	130	166	184	350	10	1	83	16	2	0	2	10	9	75	254
山田	31km圏	北西	8	123	174	162	336	10	0	49	16	5	1	4	8	15	66	243
上町	31km圏	北西	7	327	381	388	769	48	3	112	38	48	3	20	42	65	209	433
中町	31km圏	北西	7	180	264	268	532	61	3	35	14	3	2	22	49	67	177	217
下町	31km圏	北西	7	507	660	684	1,344	68	7	141	40	17	6	34	44	71	438	757
入古	31km圏	北西	7	146	194	191	385	29	2	59	20	15	4	10	25	18	94	238
金屋敷	31km圏	北西	7	43	57	55	112	0	0	34	4	0	2	0	1	2	18	91
沖山梨	31km圏	北西	7	103	144	126	270	13	0	34	11	29	1	5	10	17	79	159
月見町	31km圏	北西	7	199	218	215	433	21	1	63	31	79	5	8	19	29	124	253
下山梨上	31km圏	北西	7	299	363	363	726	41	0	105	30	37	8	15	33	36	194	448
下山梨下	31km圏	北西	7	518	577	609	1,186	70	10	151	51	66	4	42	40	79	365	660
平宇	31km圏	北西	7	273	322	300	622	24	3	75	17	29	3	8	22	39	171	382
春岡	31km圏	北西	7	990	1,386	1,375	2,761	182	14	212	72	70	10	70	139	287	927	1,338
一色	31km圏	北西	7	142	172	173	345	15	1	42	17	33	7	6	9	14	104	212
宇刈三沢	31km圏	北西	7	289	338	351	689	22	2	131	38	10	3	8	15	33	173	460
馬ヶ谷	31km圏	北西	7	79	110	108	218	11	0	35	13	1	1	7	6	14	47	144
中村	31km圏	北西	7	64	78	87	165	6	0	32	6	4	0	2	6	12	35	110
大日	31km圏	北西	7	99	119	127	246	7	0	55	14	10	2	2	7	10	51	176
可睡の杜南	31km圏	北西	7	295	399	418	817	21	0	83	18	5	1	11	17	40	224	525
可睡の杜北	31km圏	北西	7	321	541	512	1,053	74	3	36	11	6	0	32	52	133	334	502
西区	20km圏	西北西	2	111	146	146	292	9	1	68	10	3	3	5	4	17	60	206
上区	20km圏	西北西	2	102	163	142	305	10	2	55	12	2	1	5	7	21	72	200
東区	20km圏	西北西	2	39	51	46	97	1	0	14	2	6	0	0	1	8	16	72
下区	20km圏	西北西	2	53	74	78	152	5	0	44	7	0	1	3	3	8	35	103
南区	20km圏	西北西	2	192	217	215	432	13	1	92	33	31	0	4	12	25	94	297
三沢	20km圏	西北西	2	164	211	198	409	19	1	81	30	11	5	10	13	25	104	257
三輪	20km圏	西北西	2	116	190	173	363	12	1	61	12	14	0	5	7	24	79	248
柏木	20km圏	西北西	2	45	65	68	133	0	0	30	11	0	0	0	0	12	32	89
梅山	20km圏	西北西	1	329	437	449	886	18	0	166	40	38	4	10	16	45	189	626
中新田	20km圏	西北西	1	165	198	181	379	2	1	70	13	46	5	1	4	17	103	254
大野	20km圏	西北西	1	188	255	245	500	16	1	94	21	14	2	7	12	23	108	350
東同笠	20km圏	西北西	1	234	280	243	523	7	0	98	21	65	2	3	8	18	147	347
西同笠	20km圏	西北西	1	154	210	180	390	9	0	58	18	31	0	5	7	23	101	254
五十岡	31km圏	西北西	2	77	91	104	195	7	1	34	12	20	1	1	7	11	46	130
栄町	31km圏	西北西	4	268	286	300	586	27	2	96	26	37	3	12	24	24	174	352
睦町	31km圏	西北西	4	223	239	223	462	20	1	77	18	27	2	15	13	18	156	260
下地	31km圏	西北西	4	337	376	323	699	48	5	55	15	61	1	20	35	51	258	335
三門町	31km圏	西北西	4	168	157	188	345	3	1	53	16	6	2	1	2	6	94	242
田端	31km圏	西北西	4	168	166	169	335	5	0	85	13	5	1	3	2	8	68	254
神長南	31km圏	西北西	4	253	316	345	661	42	4	80	24	19	2	15	40	33	197	376
柳原	31km圏	西北西	4	126	121	125	246	11	2	51	14	19	6	4	10	9	61	162
南町	31km圏	西北西	4	284	337	353	690	23	2	190	45	8	8	8	23	40	150	469
小川町	31km圏	西北西	4	269	294	315	609	20	0	180	31	30	7	9	16	21	104	459
砂本町	31km圏	西北西	4	152	164	179	343	7	1	111	27	9	2	4	4	12	58	265
清水町	31km圏	西北西	4	231	272	278	550	9	2	161	36	9	6	1	11	21	108	409
青木町第一	31km圏	西北西	4	412	331	314	645	45	4	139	65	139	2	25	28	27	227	338

自治区等の名称	発電所からの距離	方位	避難単位	人口等(総数)				要配慮者等(人)					避難行動要支援者(人)	年齢別人口(人)				
				世帯数	男	女	計	0~6歳未就学児	妊婦	高齢者75歳以上	障害者	外国人		3歳未満	3歳~7歳未満	7歳~13歳未満	13歳~40歳未満	40歳以上
青木町第二	31km圏	西北西	4	60	66	68	134	4	1	36	3	0	2	0	5	4	19	106
高尾台	31km圏	西北西	4	137	213	223	436	16	3	18	8	0	3	3	19	34	140	240
川井東	31km圏	西北西	5	271	312	341	653	36	4	117	34	5	2	15	27	36	152	423
川井中	31km圏	西北西	5	113	140	139	279	10	0	58	11	2	2	4	7	16	68	184
川井西第一	31km圏	西北西	5	569	612	562	1,174	55	9	117	41	40	7	35	28	48	419	644
川井西第二	31km圏	西北西	5	504	546	499	1,045	61	3	85	42	116	6	32	34	48	368	563
木原	31km圏	西北西	5	234	310	292	602	26	2	73	16	35	2	11	17	36	183	355
土橋	31km圏	西北西	5	194	227	232	459	30	5	51	15	52	1	19	17	29	149	245
西田	31km圏	西北西	5	184	199	166	365	16	3	46	15	27	2	7	11	28	121	198
上新池	31km圏	西北西	5	257	315	282	597	43	5	63	27	56	3	20	32	29	241	275
下新池	31km圏	西北西	5	346	543	522	1,065	79	4	71	32	44	5	37	73	110	347	498
松袋井	31km圏	西北西	5	89	129	111	240	6	0	45	8	20	3	4	3	8	57	168
彦島	31km圏	西北西	5	82	98	72	170	3	0	28	6	26	1	2	4	7	51	106
横井	31km圏	西北西	7	190	191	126	317	10	2	34	33	30	3	8	3	11	98	197
小山	31km圏	西北西	7	227	262	254	516	25	4	106	34	31	7	11	18	18	134	335
諸井	31km圏	西北西	3	1,053	1,266	1,159	2,425	83	5	294	94	207	10	42	56	132	669	1,526
浅羽	31km圏	西北西	3	1,159	1,406	1,339	2,745	119	4	305	116	299	9	59	84	180	810	1,612
浅名	31km圏	西北西	3	823	989	903	1,892	69	4	260	93	90	11	30	50	96	565	1,151
豊住	31km圏	西北西	3	226	309	296	605	24	1	90	18	19	4	7	24	23	173	378
浅羽山の手	31km圏	西北西	3	291	378	388	766	28	0	88	24	30	2	12	27	63	201	463
浅羽南	31km圏	西北西	3	331	355	333	688	10	1	125	29	28	2	6	6	18	170	488
長溝	31km圏	西北西	3	234	346	309	655	22	2	76	21	17	2	10	19	32	169	425
浅岡上	31km圏	西北西	3	59	81	63	144	3	0	18	2	27	0	0	4	7	45	88
浅岡下	31km圏	西北西	3	232	282	282	564	16	1	77	20	36	2	7	15	28	127	387
中	31km圏	西北西	3	111	126	140	266	19	1	45	6	15	2	10	9	10	74	163
浅羽一色	31km圏	西北西	3	164	212	191	403	16	1	44	13	47	3	9	10	18	103	263
富里上	31km圏	西北西	3	62	91	82	173	3	0	35	9	2	3	0	3	6	44	120
富里中	31km圏	西北西	3	166	205	204	409	9	1	43	16	17	0	5	5	19	104	276
富里下	31km圏	西北西	3	80	107	102	209	2	0	41	7	3	0	1	4	10	39	155
西ヶ崎	31km圏	西北西	3	48	65	68	133	3	0	33	5	6	0	3	2	5	31	92
風の街	31km圏	西北西	3	60	86	78	164	6	0	11	5	9	0	5	2	17	37	103
新堀	31km圏	西北西	1	178	253	259	512	14	0	29	23	29	4	10	9	33	167	293
松原	31km圏	西北西	1	378	505	458	963	40	5	114	34	64	2	18	35	45	257	608
初越	31km圏	西北西	1	39	53	54	107	1	0	23	7	5	0	1	1	4	19	82
太郎助	31km圏	西北西	1	155	193	177	370	11	0	48	20	69	5	4	10	28	107	221
湊東	31km圏	西北西	1	264	322	308	630	29	3	100	33	33	2	17	18	30	165	400
湊中	31km圏	西北西	1	177	198	171	369	11	0	72	22	38	4	5	9	13	93	249
湊西	31km圏	西北西	1	123	137	130	267	15	0	47	11	12	1	11	7	7	58	184
合計				36,913	44,769	43,278	88,047	4,112	322	11,418	3,606	5,652	432	1,939	3,001	5,222	26,002	51,883

## 資料8-1-4 袋井市の月別観光交流客数に関する資料

	令和6年
1月	686,714人
2月	286,184人
3月	278,165人
4月	266,470人
5月	346,448人
6月	446,958人
7月	708,230人
8月	361,417人
9月	193,420人
10月	318,758人
11月	446,490人
12月	443,117人
年計	4,782,371人

※ゴルフ場の観光交流客数は除く。  
(商業観光室)

## 資料8-1-5 原子力防災関係機関連絡先一覧

## 静岡県関係

機 関 名	電話番号	所 在 地	郵便番号
危機管理部 原子力安全対策課	054-221-2088	静岡市葵区追手町9-6	420-8601
静岡県オフサイトセンター	0548-25-3550	牧之原市坂口3520-17	421-0411
環境放射線監視センター	0548-29-1111	牧之原市坂口3520-17	421-0411
西部地域局	0538-37-2204	磐田市見付3599-4	438-0086
西部健康福祉センター	0538-37-2243	磐田市見付3599-4	438-8622

## 周辺市町関係

機 関 名	電話番号	所 在 地	郵便番号
御前崎市 危機管理課	0537-85-1119	御前崎市池新田5585	437-1692
牧之原市 危機管理課	0548-23-0056	牧之原市静波447-1	421-0495
菊川市 危機管理課	0537-35-0923	菊川市堀之内61	439-8650
掛川市 危機管理課	0537-21-1131	掛川市長谷一丁目1-1	436-8650
島田市 危機管理課	0547-36-7320	島田市中央町1-1	427-8501
焼津市 地域防災課	054-623-2554	焼津市石津728-2	425-0041
藤枝市 大規模災害対策課	054-643-3119	藤枝市岡出山一丁目11-1	426-8722
磐田市 危機管理課	0538-37-2114	磐田市国府台3-1	438-8650
袋井市 危機管理課	0538-86-3701	袋井市国本2907	437-0012
吉田町 防災課	0548-33-2164	榛原郡吉田町住吉87	421-0395
森町 危機管理課	0538-85-6302	周智郡森町2101-1	437-0293

## 国関係

機 関 名	電話番号	所 在 地	郵便番号
原子力規制委員会 原子力災害対策・核物質防護課 監視情報課	03-5114-2100	東京都港区六本木1-9-9	106-8450
浜岡原子力規制事務所	0548-29-0778	牧之原市坂口3520-17	421-0411
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・研修センター	029-264-2681 029-265-5111	茨城県ひたちなか市 西十三奉行11601-13	311-1206
(財)原子力安全技術センター	03-3814-7600	東京都文京区白山5-1-3-101	112-8604
消防庁 国民保護・防災部防災課	03-5253-7525	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	100-8927

## 警察関係

機 関 名	電話番号	所 在 地	郵便番号
関東管区警察局	048-600-6000	さいたま市中央区新都心2-1	330-9726
静岡県警察本部 緊急事態対策課	054-271-0110	静岡市追手町9-6	420-8610
袋井警察署	0538-41-0110	袋井市新屋二丁目4-5	437-8585
中央交番	0538-42-3700	袋井市高尾町6-30	437-0027
山梨交番	0538-48-6702	袋井市上山梨三丁目1-6	437-0125
浅羽交番	0538-23-3032	袋井市浅名1044-1	437-1102
三川警察官駐在所	0538-49-0049	袋井市友永36-2	437-0004
笠原警察官駐在所	0538-23-4042	袋井市岡崎3335-1	437-1312

## 消防関係

機 関 名	電話番号	所 在 地	郵便番号
袋井市森町広域行政組合袋井消防本部	0538-44-5112	袋井市国本2907	437-0012
袋井市消防団	0538-86-5577	袋井市国本2907	437-0012

## 原子力事業者関係

機 関 名	電話番号	所 在 地	郵便番号
中部電力(株)静岡支店(原子力グループ)	054-273-9075	静岡市葵区本通2-4-1	420-8733
中部電力(株)浜岡原子力発電所	0537-86-3481	御前崎市佐倉5561	437-1695

## 自衛隊関係

機 関 名	電話番号	所 在 地	郵便番号
陸上自衛隊第34普通科連隊	0550-89-1310	御殿場市板妻40-1	412-8634
海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822-3500	横須賀市西逸見1丁目無番地	238-0046
航空自衛隊第一航空団司令部 (浜松基地)	053-472-1111	浜松市中央区西山町無番地	432-8551

## 医療関係

機 関 名	電話番号	所 在 地	郵便番号
(一社)静岡県医師会	054-246-6151	静岡市葵区鷹匠3-6-3	420-0839
磐周医師会	0538-49-4545	袋井市深見138-2	437-0051
(一社)静岡県歯科医師会	054-283-2591	静岡市駿河区曲金3-3-10	422-8006
磐周歯科医師会	0538-34-8536	磐田市上大之郷51	438-0051
(公社)静岡県薬剤師会	054-203-2023	静岡市駿河区馬淵2-16-32	422-8063
小笠袋井薬剤師会	0537-22-7120	掛川市御所原9-2	436-0068
(公社)静岡県看護協会	054-202-1750	静岡市葵区南町14-25	422-8067
中東遠地区支部	0537-28-9679	掛川市杉谷南1-1-30	436-0030
(公社)静岡県病院協会	054-252-6326	静岡市葵区追手町44-1	420-0853
西部支部	053-453-1111	浜松市中央区中央1-1-1	430-0929
(公社)静岡県放射線技師会	054-251-5954	静岡市葵区本通1-3-5	420-0064
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	043-206-3004	千葉市稲毛区穴川4-9-1	263-8555

## 防災関係機関

機 関 名	電話番号	所 在 地	郵便番号
総務省東海総合通信局 防災対策推進室	052-715-5008	名古屋市東区白壁1-15-1	461-8795
財務省東海財務局 総務課	052-951-1772	名古屋市中区三の丸3-3-1	460-8521
静岡財務事務所	054-251-4321	静岡市葵区追手町9-50	420-0853
厚生労働省東海北陸厚生局 保健福祉課	052-959-2061	名古屋市東区白壁1-15-1	461-0011
静岡事務所	054-355-2015	静岡市清水区松原町2-15	424-0825
厚生労働省静岡労働局	054-254-6311	静岡市葵区追手町9-50	420-8639
磐田労働基準監督署	0538-32-2205	磐田市見付3599-6	438-8585
農林水産省関東農政局 消費生活課	048-740-0358	さいたま市中央区新都心2-1	330-9722
浜松地域センター	053-456-4620	浜松市中央区中央1-12-4	430-0929
経済産業省中部経済産業局	052-951-2683	名古屋市中区三の丸2-5-2	460-8510
経済産業省中部近畿産業保安監督部	052-951-2817	名古屋市中区三の丸2-5-2	460-8510
国土交通省中部地方整備局	052-953-8119	名古屋市中区三の丸2-5-1	460-8514
浜松河川国道事務所	053-466-0111	浜松市中央区名塚町266	430-0811
清水港湾事務所	054-352-4146	静岡市清水区日の出町7-2	424-0922
国道交通省中部運輸局	052-952-8002	名古屋市中区三の丸2-2-1	460-8528
静岡運輸支局	054-261-2939	静岡市駿河区国吉田2-4-25	422-8004
東京航空局東京空港事務所	03-5757-3000	東京都大田区羽田空港3-3-1	144-0041
気象庁東京管区气象台	03-3212-8341	東京都千代田区大手町1-3-4	100-0004
静岡地方气象台	054-286-3521	静岡市駿河区曲金2-1-5	422-8006
海上保安庁第三管区海上保安本部	045-226-1686	横浜市中区北仲通5-57	231-8818
清水海上保安部 警備救難課	054-353-0118	静岡市清水区日の出町9-1	424-0922
御前崎海上保安署	0548-63-4999	御前崎市御前崎6170-2	437-1623
東海旅客鉄道(株)静岡支社	054-284-2319	静岡市葵区黒金町4	420-0851
日本貨物鉄道(株)静岡支店	054-284-2224	静岡市葵区黒金町4	420-0851
東日本旅客鉄道(株)横浜支社	045-320-2088	横浜市西区平沼1-40-26	220-0023
天竜浜名湖鉄道(株)	053-925-6125	浜松市天竜区二俣町阿蔵114-2	431-3311
中日本高速道路(株)東京支社	03-5776-5600	東京都港区虎ノ門4-3-1	105-6011
清水工事事務所	054-371-0550	静岡市清水区庵原町219-11	424-0114
(株)NTTフィールドテクノ 東海支社 静岡営業所	054-205-9122	静岡市葵区御幸町4-6	420-0857
(株)ドコモCS東海 静岡支店	054-265-7182	静岡市葵区長沼716-11	420-0813
KDDI(株)中部総支社	052-747-8071	名古屋市中区名駅2-27-8	451-8610
ソフトバンク(株)関西・東海総務課	052-566-3231	名古屋市中区牛島2-1	451-0052
日本赤十字社静岡県支部	054-252-8131	静岡市葵区追手町44-17	420-0853
日本放送協会静岡放送局浜松支局	053-472-1171	浜松市中央区下池川町35-28	430-0905
静岡放送(株)	054-284-8900	静岡市駿河区登呂3-1-1	422-8680
(株)テレビ静岡	054-261-6111	静岡市駿河区栗原18-65	422-8008
(株)静岡朝日テレビ	054-251-3300	静岡市葵区東町15	420-0836
(株)静岡第一テレビ	054-283-8111	静岡市駿河区中原563	422-8560
静岡エフエム放送(株)	053-457-1151	浜松市中央区常盤町133-24	430-8575
日本通運(株)静岡支店	054-254-3342	静岡市葵区御幸町11-30	420-0857
(一社)静岡県トラック協会	054-283-1910	静岡市駿河区池田126-4	422-8510
(一社)静岡県バス協会	054-255-9281	静岡市葵区呉服町1-20	420-0031
(一社)静岡県警備業協会	054-253-3661	静岡市葵区両替町1-4-15	420-0032

## 資料8-1-6 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準

(浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画)

略 称	法 令
SE01 敷地境界付近 の放射線量の 上昇	<p>政令第4条第4項第1号  <u>第1項に規定する基準以上の放射線量が第2項又は前項の定めるところにより検出されたこと。</u></p> <p>政令第4条第1項（<u>第1項に規定する基準</u>）            法第10条第1項の政令で定める基準は、1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量とする。</p> <p>政令第4条第2項（<u>第2項の定めるところ</u>）            法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の1又は2以上について、それぞれ単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他<u>原子力規制委員会規則で定める場合は</u>、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第3条の2（<u>原子力規制委員会規則で定める場合</u>）            令第4条第2項の原子力規制委員会規則で定める場合は、原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合（令第4条第2項の1時間当たりの数値に換算して得た数値が、同条第1項の放射線量以上のものとなっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。）とする。</p> <p>政令第4条第3項（<u>第3項の定めるところ</u>）  <u>前項の定めるところにより検出された放射線量が法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて第1項の放射線量を下回っている場合において</u>、当該放射線測定設備の1又は2以上についての数値が1時間当たり1マイクロシーベルト以上であるときは、法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において<u>原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。</u></p> <p>通報すべき事象等に関する規則第4条（<u>原子力規制委員会規則で定めるところ</u>）            令第4条第3項の規定による中性子線の測定は、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第4条第1項の規定により備え付けることとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。</p> <p>（解説）            (1) モニタリングポストにて5<math>\mu</math>Sv/h以上の放射線量を検出（1地点のみで10分間未満）した場合、本事象に該当する。            また、全てのモニタリングポストが5<math>\mu</math>Sv/hを下回っている場合においても、1<math>\mu</math>Sv/h以上を検出したモニタリングポストがあるときは、当該モニタリングポストにおける放射線量と中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、5<math>\mu</math>Sv/h以上となった場合、本事象に該当する。</p>

略 称	法 令												
S E O 1 敷地境界付近 の放射線量の 上昇	<p>(2) 以下のいずれかに該当する場合は、モニタリングポストによる当該数値は検出されなかったこととする。</p> <p>①排気筒モニタ、格納容器雰囲気モニタ及び燃料交換エリア換気モニタにより検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合</p> <p>②落雷の時に検出された場合</p>												
S E O 2 通常放出経路 での気体放射 性物質の放出	<p>政令第4条第4項第2号</p> <p>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>第1項に規定する放射線量：1時間当たり5マイクロシーベルト S E O 1参照。 原子力規制委員会規則で定める基準，原子力規制委員会規則で定めるところ：通報すべき事象等に関する規則第5条。添付2参照。</p> <p>(解説)</p> <p>(1) 排気筒において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能水準が <math>5\mu\text{Sv/h}</math> に相当する以上の気体放射性物質が検出（10分間以上継続）された場合、本事象に該当する。</p> <p>(2) <math>5\mu\text{Sv/h}</math> に相当する気体放射性物質の検出値</p> <table border="1" data-bbox="371 958 1369 1193"> <thead> <tr> <th>号 機</th> <th>排気筒モニタ (非常用ガス処理系が起動して いない場合)</th> <th>非常用ガス処理系モニタ (非常用ガス処理系が起動中の 場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号機</td> <td>400cps</td> <td>100,000cps</td> </tr> <tr> <td>4号機</td> <td>800cps</td> <td>200,000cps</td> </tr> <tr> <td>5号機</td> <td><math>800\text{s}^{-1}</math></td> <td><math>200,000\text{s}^{-1}</math></td> </tr> </tbody> </table>	号 機	排気筒モニタ (非常用ガス処理系が起動して いない場合)	非常用ガス処理系モニタ (非常用ガス処理系が起動中の 場合)	3号機	400cps	100,000cps	4号機	800cps	200,000cps	5号機	$800\text{s}^{-1}$	$200,000\text{s}^{-1}$
号 機	排気筒モニタ (非常用ガス処理系が起動して いない場合)	非常用ガス処理系モニタ (非常用ガス処理系が起動中の 場合)											
3号機	400cps	100,000cps											
4号機	800cps	200,000cps											
5号機	$800\text{s}^{-1}$	$200,000\text{s}^{-1}$											
S E O 3 通常放出経路 での液体放射 性物質の放出	<p>政令第4条第4項第2号</p> <p>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>第1項に規定する放射線量：1時間当たり5マイクロシーベルト S E O 1参照。 原子力規制委員会規則で定める基準，原子力規制委員会規則で定めるところ：通報すべき事象等に関する規則第5条。添付2参照。</p> <p>(解説)</p> <p>(1) 放水口において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能水準が <math>5\mu\text{Sv/h}</math> に相当する以上の液体放射性物質が検出（10分間以上継続）された場合、本事象に該当する。</p> <p>(2) <math>5\mu\text{Sv/h}</math> に相当する液体放射性物質の検出値</p> <p>1～4号機 放水口モニタ：6,000cps 5号機 放水口モニタ：<math>6,000\text{s}^{-1}</math></p>												

略 称	法 令		
SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	<p>政令第4条第4項第3号</p> <p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>イ 1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第6条第1項（原子力規制委員会規則で定める区域）            令第4条第4項第3号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。</p> <p>（抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="360 651 1441 842"> <thead> <tr> <th data-bbox="360 651 1441 689">原子炉設置者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 689 1441 842">               実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。）の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4号に、（略）規定する管理区域             </td> </tr> </tbody> </table> <p>前号に規定する場所：当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所。 SE02, SE03参照。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第6条第3項（原子力規制委員会規則で定めるところ）            令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量の水準を10分間以上継続して検出すること。</p> <p>二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第6条第4項</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>（解説）</p> <p>(1) 管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50 <math>\mu</math>Sv/h以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、本事象に該当する。</p> <p>(2) 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、50 <math>\mu</math>Sv/h以上の放射線量が検出される蓋然性が高い場合、本事象に該当する。</p>	原子炉設置者	実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。）の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4号に、（略）規定する管理区域
原子炉設置者			
実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。）の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4号に、（略）規定する管理区域			

略 称	法 令		
<p>SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</p>	<p>政令第4条第4項第3号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として<u>原子力規制委員会規則で定める区域</u>をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が<u>原子力規制委員会規則で定めるところ</u>により検出されたこと。 ロ 当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして<u>原子力規制委員会規則で定める基準</u>以上の放射性物質</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第6条第1項（<u>原子力規制委員会規則で定める区域</u>） 令第4条第4項第3号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。 (抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="355 689 1433 880"> <thead> <tr> <th data-bbox="355 689 1433 728">原子炉設置者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="355 728 1433 880">                     実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。）の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4号に、（略）規定する管理区域                 </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>前号に規定する場所</u>：当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所。 SE02, SE03参照。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第6条第3項（<u>原子力規制委員会規則で定めるところ</u>） 令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。 一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量の水準を10分間以上継続して検出すること。 二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第6条第4項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第6条第2項（<u>原子力規制委員会規則で定める基準</u>） 令第4条4項3号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空気中の放射性物質の濃度について、次に掲げる放射能水準とする。 一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度 三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空气中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値</p>	原子炉設置者	実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。）の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4号に、（略）規定する管理区域
原子炉設置者			
実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。）の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4号に、（略）規定する管理区域			

略 称	法 令
SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	(解説) (1) 管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして空気中の放射性物質について以下の放射能水準以上の放射性物質が検出された場合、本事象に該当する。 (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、以下の放射性物質が検出される蓋然性が高い場合、本事象に該当する。 ①検出された放射性物質の種類が明らかで、一種類の場合は、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 ②検出された放射性物質の種類が明らかで、二種類以上の放射性物質がある場合は、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質について①により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 ③検出された放射性物質の種類が明らかでない場合は、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値
SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	通報すべき事象等に関する規則第7条第2号 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。
SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(1) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備(以下「非常用炉心冷却装置等」という。)のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと (解説) (1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。 (2)「非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えい」とは、原子炉格納容器内外において原子炉冷却材の漏えいが発生し、原子炉水位の低下等により、非常用炉心冷却装置の作動設定値に達した場合又は原子炉水位を維持するために手動により非常用炉心冷却装置を作動させる場合をいう。 (3)「非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えい」とは、原子炉格納容器内外において原子炉冷却材の漏えいが発生し、原子炉水位の低下等により、非常用炉心冷却装置の作動設定値に達した場合又は原子炉水位を維持するために手動により非常用炉心冷却装置を作動させる場合をいう。 (4)「非常用炉心冷却装置等」とは、設計基準事故対処設備である非常用炉心冷却系及び3、4号機の原子炉隔離冷却系に加え、同設備に求められる能力と同程度の能力(吐出圧力及び容量)ならびに即応性を有する代替注水系(※3)を含める。具体的な設備は以下のとおり。 高圧系：高圧炉心スプレイ系、原子炉隔離冷却系、高圧代替注水系(※3) 低圧系：低圧炉心スプレイ系、余熱除去系 (5)「非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできない」とは、非常用炉心冷却装置等のうち全ての高圧系又は全ての低圧系の機能が喪失した場合をいう。
SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(2) 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。

略 称	法 令
SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ (※1)	(解説) (1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。 (2)「全ての給水機能」は、常用の給水機能が対象であり、原子炉隔離冷却系は含まない。 (3)「給水機能が喪失した場合」とは、常用の給水系が使用できない場合をいう。 (4)「非常用炉心冷却装置等(当該原子炉へ高圧で注水するものに限る。)による注水が直ちにできない」とは、SE21解説(2)で示す高圧系の非常用炉心冷却装置等(設計基準事故対処設備及び代替注水系(※3))により原子炉へ注水されていることを確認できない状態(例:ポンプが自動または手動により起動できないこと。注入弁が開弁できないこと。)をいう。
SE23 残留熱除去機能の喪失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(3) 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。 (解説) (1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。 (2)「主復水器による当該原子炉から熱を除去できない場合」とは、以下のいずれかの状態をいう。 ①復水器内真空度が「復水器真空度低」設定値(3~5号機:-23.8kPa [gage])まで低下 ②全ての主蒸気ラインが使用不能 (3)「残留熱を直ちに除去できない」とは、余熱除去系の以下の系統(緊急時海水取水設備(※3))を使用する場合も含む)が使用不能になる場合をいう。 ①停止時冷却モード ②サプレッションプール冷却モード ③格納容器スプレイ冷却モード (4)交流電源喪失時の電源切り替えに伴う30分以内の余熱除去系の機能停止は除く。
SE25 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(4) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。 (解説) (1)保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「非常用交流母線」とは、非常用高圧母線及び緊急用高圧母線をいう。 (3)「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用高圧母線及び緊急用高圧母線が、以下の状態になった場合をいう。 ①全ての非常用高圧母線及び緊急用高圧母線が、外部電源から受電できていない。 ②全ての非常用高圧母線が、非常用ディーゼル発電機から受電できていない。 ③全ての非常用高圧母線及び緊急用高圧母線が、常設代替電源設備から受電できていない。 ここでいう「外部電源」とは、電力系統及び主発電機(当該原子炉の主発電機を除く)からの電力を非常用高圧母線及び緊急用高圧母線へ供給する設備をいい、「常設代替電源設備」とは、緊急時ガスタービン発電機(※3)及び他号機からの高圧電源融通をいう。
SE27 直流電源の部分喪失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(5) 非常用直流母線が1となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1となる状態が5分間以上継続すること。

略 称	法 令
SE27 直流電源の部分喪失 (※1)	(解説) (1) 保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2) 「非常用直流母線」とは、125V直流母線A、B及びH(5号機についてはA、B及びC)をいう。 (3) 「非常用直流母線が1となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1となる状態」とは、複数ある直流125V母線のうち、電源供給可能な母線が1つになった場合に、当該母線に電気を供給する電源(所内全ての直流電源設備を含む。)が蓄電池、充電器、予備充電器のうちいずれか1つになった場合をいう。
SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(6) 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。  (解説) (1) 「原子炉の停止中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「冷温停止」又は「燃料交換」において照射済燃料集合体が原子炉圧力容器内にある場合をいう。 (2) 「非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位」とは、L-1(3,4号機:-3,790mm,5号機:-2,880mm)の水位をいう。
SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(7) 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。  (解説) (1) 「水位を維持できない」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位が、「照射済燃料集合体の頂部から上方4m(燃料貯蔵ラック上端*から上方4m(通常水位-2975mm))の水位に達すること」を使用済燃料貯蔵プール水位計(可搬型設備を含む)、監視カメラ等により確認した場合をいう。 なお、使用済燃料貯蔵プールの水位の維持・回復手段は、可搬型を含む全ての設備を考慮する。 ※有効燃料頂部の位置から保守的に設定 (2) 「水位を測定できない」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位計(可搬型設備を含む)、監視カメラ等により液面の位置が確認できない場合をいう。
SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (※2)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号へ(1) 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。  (解説) (1) 「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位が、「照射済燃料集合体の頂部から上方2m(燃料貯蔵ラック上端*から上方2m(通常水位-4975mm))の水位に達すること」を使用済燃料貯蔵プール水位計(可搬型設備を含む)、監視カメラ等により確認した場合をいう。 なお、使用済燃料貯蔵プールの水位の維持・回復手段は、可搬型を含む全ての設備を考慮する。 ※有効燃料頂部の位置から保守的に設定
SE41 格納容器健全性喪失のおそれ (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(11) 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。

略 称	法 令												
SE41 格納容器健全性喪失のおそれ (※1)	<p>(解説)</p> <p>(1)原子炉の状態が、保安規定に定める「運転」、「起動」及び「高温停止」において適用する。</p> <p>(2)「原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること」とは、原子炉格納容器の圧力又は温度が格納容器スプレイを実施する基準に達した状態で、上昇傾向が15分以上継続した場合をいう。ここでいう「格納容器スプレイを実施する基準」とは、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="432 465 1241 696"> <thead> <tr> <th>号機</th> <th>原子炉格納容器圧力</th> <th>格納容器温度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号機</td> <td>(※4)</td> <td>(※4)</td> </tr> <tr> <td>4号機</td> <td>(※4)</td> <td>(※4)</td> </tr> <tr> <td>5号機</td> <td>(※4)</td> <td>(※4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)原子炉格納容器冷却機能等の常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合は本事象に該当しない。</p>	号機	原子炉格納容器圧力	格納容器温度	3号機	(※4)	(※4)	4号機	(※4)	(※4)	5号機	(※4)	(※4)
号機	原子炉格納容器圧力	格納容器温度											
3号機	(※4)	(※4)											
4号機	(※4)	(※4)											
5号機	(※4)	(※4)											
SE42 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ (※1)	<p>通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(13)</p> <p>燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>(1)原子炉の状態が、保安規定に定める「運転」、「起動」及び「高温停止」において適用する。</p> <p>(2)3つの障壁のうち、いずれか2つの障壁の喪失若しくはその可能性がある場合に該当する。</p> <p>(3)各障壁の条件は、添付1のとおり。</p>												
SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 (※1)	<p>通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(12)</p> <p>原子炉の炉心(以下単に「炉心」という。)の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>(解説)</p> <p>(1)原子炉の状態が、保安規定に定める「運転」、「起動」及び「高温停止」において適用する。</p> <p>(2)「炉心の損傷が発生していない場合」とは、格納容器雰囲気モニタガンマ線量が基準値以下にある場合をいう。</p> <p>(3)格納容器雰囲気モニタガンマ線量の基準値の判断は、原子炉停止後の経過時間とガンマ線線量率との相関による。</p>												
SE51 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 (※1)	<p>通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(8)</p> <p>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p>												

略 称	法 令
SE51 原子炉制御室 他の一部の機能喪失・警報喪失 (※1)	(解説) (1)保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「環境が悪化する」とは、放射線レベルや室温の上昇等により、防護具又は局所排気装置等を用いなければ、運転員が操作盤で操作できない状態をいう。 (3)「原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること」とは、中央制御室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じることをいう。ただし、遠隔停止系盤の設置場所の環境が悪化しておらず、遠隔停止系盤により原子炉を制御し、冷温停止まで移行させ、維持できる場合を除く。 (4)「原子炉若しくは使用済燃料貯槽に異常が発生した場合」とは、原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中である場合若しくは使用済燃料貯蔵プール水の低下傾向の継続が確認された場合とする。 (5)「原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失する」とは、系統分離している安全設備のうち1区分の安全設備の運転・監視が可能であれば原子炉の制御は可能であることから、制御盤の表示灯、警報、指示計、記録計が消失するなどにより安全設備の運転・監視可能な制御盤が1区分のみとなった状態をいう。なお、3、4号機のHPCS系区分の制御盤は、原子炉の運転・監視ができないことから含めない。
SE52 所内外通信連絡機能の全ての喪失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(9) 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 (解説) (1)保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失」とは、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合において、「①中央制御室から所内へ通信する手段」、「②中央制御室あるいは緊急時対策所から所外へ通信する手段」のいずれかが、全て使用不能になる場合をいう。ここでいう「全て使用不能になる場合」とは、設備的に異なる電力保安回線、公衆回線、衛星回線等の全ての通信手段が使用できない場合をいう。
SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(10) 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 (解説) (1)保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「安全機器等」については、別表2-4に定義する。 (3)「安全機器等の機能の一部が喪失」とは、火災又は溢水により、安全機器等に支障が生じ、同一の機能を有する全ての系統が使用できなくなることをいう。 (4)「火災」とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質(難燃性を含む)が発火することをいう。 (5)「溢水」とは、発電所内に施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう(滞留水、流水、蒸気を含む)。
SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(14)【3、4、5号機】、又【1、2号機】 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 (解説) (1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。

略 称	法 令
SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	(2)「原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設に影響を及ぼすおそれにより放射線又は放射性物質が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。
XSE61 事業所外運搬での放射線量率の上昇	<p>政令第4条第4項第4号 事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第2条第1項（原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところ） 令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第2条第2項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第4号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p>
XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい	<p>通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第3条 令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第3条並びに第5条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示第4条並びに第10条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示第4条並びに第7条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。）に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。</p>

(※1)「SE21,22,23,25,27,29,30,41,42,43,51,52,53」：原子炉の運転等のための施設が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。具体的には、同法第43条の3の8第1項の許可（同法第43条の3の6第1項第4号に掲げる基準に係るものに限る。）後最初の原子力規制検査における使用前事業者検査（同法第43条の3の11第2項に規定する検査をいう。）の実施状況の確認のうち原子炉に燃料集合体を挿入する前の時期に行う確認が終了した場合に適用する。

(※2)「SE31」：原子炉の運転等のための施設が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。

(※3) 重大事故防止のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの（以下「SA設備」という。）の総称又は設備案として例示する。なお、SA設備は、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に確定する。

(※4) 当該の設定値は、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に確定する。

注：「政令」とは、原子力災害対策特別措置法施行令をいう。

「通報すべき事象等に関する規則」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則をいう。

「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令をいう。

浜岡原子力発電所1号機及び2号機においては、SE03、SE55のみが適用される。

## 資料8-1-6 (つづき)

添付1 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第5条第1項の規定に基づく水準

場合	基準	検出
一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類の放射性物質である場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度を排気筒その他これらに類する場所における一秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を十分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた水中濃度限度に五十を乗じて得た値	ハの値を十分間以上継続して検出すること。
二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号イの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	イの値を十分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の放射能のそれぞれその放射性物質の放射能についての前号ロの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の放射能の値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること
	ハ 水中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号ハの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	ハの値を十分間以上継続して検出すること。
三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)を排気筒その他これらに類する場所における一秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を十分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、水中濃度限度(当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに五十を乗じて得た値	ハの値を十分間以上継続して検出すること。

○ 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第1条（定義）

空气中濃度限度：（略） 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第90条第1項第4号（略）  
の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るものをいう。

水中濃度限度：（略） 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第90条第1項第7号（略）  
の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るものをいう。

## 資料8-1-7 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準

(浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画)

略 称	法 令
GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	<p>法第15条第1項第1号            第10条第1項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量(略)が、異常な水準の放射線量の<u>基準として政令で定めるもの</u>以上である場合</p> <p>政令第6条第3項(政令で定める基準)            法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量又は第1項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量(これらの放射線量のいずれかが、2地点以上において又は10分以上継続して検出された場合に限る。)1時間当たり5マイクロシーベルト</p> <p>二 (以下、略)</p> <p>(解説)            (1) モニタリングポストにて<math>5\mu\text{Sv/h}</math>以上の放射線量を2地点以上で検出(10分未満)または、1地点のみで10分以上検出した場合、本事象に該当する。            また、全てのモニタリングポストが<math>5\mu\text{Sv/h}</math>を下回っている場合においても、<math>1\mu\text{Sv/h}</math>以上を検出したモニタリングポストがあるときは、当該モニタリングポストにおける放射線量と中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、<math>5\mu\text{Sv/h}</math>以上となった場合、本事象に該当する。            (2) 以下のいずれかに該当する場合は、モニタリングポストによる当該数値は検出されなかったこととする。            ①排気筒モニタ、格納容器雰囲気モニタ及び燃料交換エリア換気モニタにより検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合            ②落雷の時に検出された場合</p>
GE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	<p>政令第6条第4項第1号            第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして<u>原子力規制委員会規則で定める基準</u>以上の放射性物質が<u>原子力規制委員会規則で定めるところにより検出</u>されたこと。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第12条第1項(原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ)            令第6条第4項第1号の<u>原子力規制委員会規則</u>で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、第5条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>(解説)            (1) 排気筒において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能水準が<math>5\mu\text{Sv/h}</math>に相当する以上の気体放射性物質が検出(10分以上継続)された場合、本事象に該当する。</p>

略 称	法 令												
GE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	(2) $5\mu\text{Sv/h}$ に相当する気体放射性物質の検出値 <table border="1" data-bbox="360 241 1358 477"> <thead> <tr> <th data-bbox="360 241 523 353">号 機</th> <th data-bbox="523 241 922 353">排気筒モニタ (非常用ガス処理系が起動していない場合)</th> <th data-bbox="922 241 1358 353">非常用ガス処理系モニタ (非常用ガス処理系が起動中の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 353 523 398">3号機</td> <td data-bbox="523 353 922 398">400cps</td> <td data-bbox="922 353 1358 398">100,000cps</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 398 523 443">4号機</td> <td data-bbox="523 398 922 443">800cps</td> <td data-bbox="922 398 1358 443">200,000cps</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 443 523 477">5号機</td> <td data-bbox="523 443 922 477"><math>800\text{s}^{-1}</math></td> <td data-bbox="922 443 1358 477"><math>200,000\text{s}^{-1}</math></td> </tr> </tbody> </table>	号 機	排気筒モニタ (非常用ガス処理系が起動していない場合)	非常用ガス処理系モニタ (非常用ガス処理系が起動中の場合)	3号機	400cps	100,000cps	4号機	800cps	200,000cps	5号機	$800\text{s}^{-1}$	$200,000\text{s}^{-1}$
号 機	排気筒モニタ (非常用ガス処理系が起動していない場合)	非常用ガス処理系モニタ (非常用ガス処理系が起動中の場合)											
3号機	400cps	100,000cps											
4号機	800cps	200,000cps											
5号機	$800\text{s}^{-1}$	$200,000\text{s}^{-1}$											
GE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	政令第6条第4項第1号 第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして <u>原子力規制委員会規則</u> で定める基準以上の放射性物質が <u>原子力規制委員会規則</u> で定めるところにより検出されたこと。  通報すべき事象等に関する規則第12条第1項（ <u>原子力規制委員会規則</u> で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第6条第4項第1号の <u>原子力規制委員会規則</u> で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあつては、第5条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。  (解説) (1) 放水口において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の液体放射性物質が検出（10分間以上継続）された場合、本事象に該当する。 (2) $5\mu\text{Sv/h}$ に相当する液体放射性物質の検出値 1～4号機 放水口モニタ：6,000cps 5号機 放水口モニタ： $6,000\text{s}^{-1}$												
GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 (略) 二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 1時間当たり5ミリシーベルト 三 (略)  (解説) (1) 管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、 $5\text{mSv/h}$ 以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、本事象に該当する。 (2) または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、 $5\text{mSv/h}$ 以上の放射線量が検出される蓋然性が高い場合、本事象に該当する。												
GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	政令第6条第4項第2号 第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり500マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして <u>原子力規制委員会規則</u> で定める基準以上の放射性物質が <u>原子力規制委員会規則</u> で定めるところにより検出されたこと。												

略 称	法 令
GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	<p>通報すべき事象等に関する規則第13条（原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ）</p> <p>令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。</p> <p>2 令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。</p> <p>3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>（解説）</p> <p>(1) 管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が500<math>\mu</math>Sv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について以下の放射能水準以上の放射性物質が検出された場合、本事象に該当する。</p> <p>(2) 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、以下の放射性物質が検出される蓋然性が高い場合、本事象に該当する。</p> <p>①検出された放射性物質の種類が明らかで、一種類の場合は、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に5000を乗じて得た値</p> <p>②検出された放射性物質の種類が明らかで、二種類以上の放射性物質がある場合は、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質について①により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値</p> <p>③検出された放射性物質の種類が明らかでない場合は、空气中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに5000を乗じて得た値</p>
GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故	<p>政令第6条第4項第3号</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。</p>
GE11 全ての原子炉停止操作の失敗（※1）	<p>通報すべき事象等に関する規則第14条イ（1）</p> <p>原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>（解説）</p> <p>(1) 原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」において適用する。</p> <p>(2) 「全ての停止操作」とは、以下の全ての制御棒挿入操作及びほう酸水注入系の操作をいう。</p> <p>①自動スクラム</p> <p>②手動スクラム</p> <p>③代替制御棒挿入（自動・手動）</p> <p>④原子炉モードスイッチ「停止」</p> <p>⑤シングルロッドスクラム（5号機においてはペアロッドスクラム）</p> <p>⑥制御棒手動挿入</p> <p>⑦原子炉保護系電源断</p> <p>⑧スクラムパイロット弁ヒューズ引抜</p> <p>⑨スクラムパイロット弁制御空気ブロー</p>

略 称	法 令
GE11 全ての原子炉停止操作の失敗 (※1)	(3)「全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと」とは、「全ての停止操作」によっても未挿入制御棒が3、4号機は1本以下、5号機はペア1組以下であることが確認できず、かつ、中性子束が定格出力の0.1%未満であることが確認できない状態をいう。
GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 (※1)	<p>通報すべき事象等に関する規則第14条イ(2)</p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。</p> <p>(2)「非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えい」とは、原子炉格納容器内外において原子炉冷却材の漏えいが発生し、原子炉水位の低下等により、非常用炉心冷却装置の作動設定値に達した場合又は原子炉水位を維持するために手動により非常用炉心冷却装置を作動させる場合をいう。</p> <p>(3)「全ての非常用炉心冷却装置等」とは、設計基準事故対処設備である非常用炉心冷却系及び3、4号機の原子炉隔離冷却系に加え、同設備に求められる能力と同程度の能力(吐出圧力及び容量)ならびに即応性を有する代替注水系(※3)としてSE21解説(3)で示した設備を含める。具体的な設備は以下のとおり。</p> <p>    高压系：高压炉心スプレイ系、原子炉隔離冷却系、高压代替注水系(※3)</p> <p>    低压系：低压炉心スプレイ系、余熱除去系</p> <p>(4)「全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできない」とは、全ての非常用の炉心冷却装置により原子炉へ注水されていることを確認できないこと(例：ポンプが自動または手動により起動できないこと。注入弁が開弁できないこと。)をいう。</p> <p>また、高压の状態から低压の非常用炉心冷却装置等による注水のために必要な原子炉の減圧等の運転操作ができない場合においても、本事象に該当するものとする。</p>
GE22 原子炉注水機能の喪失 (※1)	<p>通報すべき事象等に関する規則第14条イ(3)</p> <p>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。</p> <p>(2)「全ての給水機能」は、常用の給水機能が対象であり、原子炉隔離冷却系は含まない。</p> <p>(3)「給水機能が喪失した場合」とは、常用の給水系が使用できない場合をいう。</p> <p>(4)「全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできない」とは、GE21解説(2)で示す全ての非常用炉心冷却装置等(設計基準事故対処設備及び代替注水系(※3))により原子炉へ注水されていることを確認できない状態(例：ポンプが自動または手動により起動できないこと。注入弁が開弁できないこと。)をいう。</p> <p>また、高压の状態から低压の非常用炉心冷却装置等による注水のために必要な原子炉の減圧等の運転操作ができない場合においても、本事象に該当するものとする。</p>
GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失 (※1)	<p>通報すべき事象等に関する規則第14条イ(5)</p> <p>原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。</p>

略 称	法 令
GE23 残留熱除去機能 喪失後の圧力制 御機能喪失 (※1)	(2)「主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失」とは、以下のいずれかの状態をいう。 ①復水器内圧力が「復水器真空度低」設定値(3～5号機：-23.8kPa〔gage〕)まで低下 ②全ての主蒸気ラインが使用不能 (3)「残留熱を直ちに除去できない」とは、余熱除去系の以下の系統(緊急時海水取水設備(※3)を使用する場合も含む)が使用不能になる場合をいう。 ①停止時冷却モード ②サプレッションプール冷却モード ③格納容器スプレイ冷却モード (4)交流電源喪失時の電源切り替えに伴う30分以内の余熱除去系の機能停止は除く。 (5)「原子炉格納容器内の圧力抑制機能が喪失」とは、次のいずれかの状態をいう。 ①サプレッションプール水平均温度が100℃以上となった場合 ②原子炉格納容器内の圧力が設計上の最高使用圧力に達した場合
GE25 非常用交流高圧 母線の1時間以 上喪失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(6) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 (解説) (1)保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「非常用交流母線」とは、非常用高圧母線及び緊急用高圧母線をいう。 (3)「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用高圧母線及び緊急用高圧母線が、以下の状態になった場合をいう。 ①全ての非常用高圧母線及び緊急用高圧母線が、外部電源から受電できていない。 ②全ての非常用高圧母線が、非常用ディーゼル発電機から受電できていない。 ③全ての非常用高圧母線及び緊急用高圧母線が、常設代替電源設備から受電できていない。 ここでいう「外部電源」とは、電力系統及び主発電機(当該原子炉の主発電機を除く)からの電力を非常用高圧母線及び緊急用高圧母線へ供給する設備をいい、「常設代替電源設備」とは、緊急時ガスタービン発電機(※3)及び他号機からの高圧電源融通をいう。
GE27 全直流電源の5 分間以上喪失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(7) 全ての非常用直流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 (解説) (1)保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止」とは、125V直流母線A、B及びH(5号機についてはA、B及びC)が使用不能となった場合をいう。
GE28 炉心損傷の検出 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(8) 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。 (解説) (1)原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」において適用する。 (2)「炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、ドライウェル又はサプレッションチェンバのそれぞれの格納容器雰囲気モニタ系ガンマ線線量計が、原子炉停止後の時間経過に応じて炉心損傷と判断する基準値を超えた場合をいう。 (3)格納容器雰囲気モニタガンマ線量の基準値の判断は、原子炉停止後の経過時間とガンマ線線量率との相関による。

略 称	法 令
GE29 停止中の原子炉 冷却機能の完全 喪失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(9) 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。  (解説) (1)「原子炉の停止中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「冷温停止」又は「燃料交換」において照射済燃料集合体が原子炉圧力容器内にある場合をいう。 (2)「非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位」とは、L-1(3,4号機:-3,790mm,5号機:-2,880mm)の水位をいう。 (3)「全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと」とは、非常用炉心冷却装置等により原子炉へ注水されていることを確認できない状態(例:ポンプが自動又は手動により起動できないこと。注入弁が開弁できないこと。)をいう。
GE30 使用済燃料貯蔵 槽の冷却機能喪 失・放射線放出 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(10) 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。  (解説) (1)「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位が、「照射済燃料集合体の頂部から上方2m(燃料貯蔵ラック上端*から上方2m(通常水位-4975mm))の水位に達すること」を使用済燃料貯蔵プール水位計(可搬型設備を含む)、監視カメラ等により確認した場合をいう。 なお、使用済燃料貯蔵プールの水位の維持・回復手段は、可搬型を含む全ての設備を考慮する。 ※有効燃料頂部の位置から保守的に設定 (2)「当該水位まで低下しているおそれ」とは、使用済燃料貯蔵プール付近の放射線モニタの指示が有意に上昇している場合をいう。 (3)「水位を測定できない」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位計(可搬型設備を含む)、監視カメラ等により液面の位置が確認できない場合をいう。
GE31 使用済燃料貯蔵 槽の冷却機能喪 失・放射線放出 (※2)	通報すべき事象等に関する規則第14条へ(1) 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。  (解説) (1)「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位が、「照射済燃料集合体の頂部(燃料貯蔵ラック上端*(通常水位-6975mm))の水位に達すること」を使用済燃料貯蔵プール水位計(可搬型設備を含む)、監視カメラ等により確認した場合をいう。 なお、使用済燃料貯蔵プールの水位の維持・回復手段は、可搬型を含む全ての設備を考慮する。 ※有効燃料頂部の位置から保守的に設定

略 称	法 令
GE 4 1 格納容器圧力の異常上昇 (※1)	<p>通報すべき事象等に関する規則第14条イ(4)</p> <p>原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>(解説)</p> <p>(1)原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」において適用する。</p> <p>(2)「最高使用圧力」とは、3, 4号機:427kPa [gage], 5号機:310kPa [gage]をいう。</p> <p>(3)「最高使用温度」とは、ドライウエル温度171℃(3~5号機)をいう。</p>
GE 4 2 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ (※1)	<p>通報すべき事象等に関する規則第14条イ(12)</p> <p>燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>(解説)</p> <p>(1)原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」において適用する。</p> <p>(2)3つの障壁のうち、いずれか2つの障壁が喪失し、3つ目の障壁の喪失若しくはその可能性がある場合に該当する。</p> <p>(3)各障壁の条件は、添付1のとおり。</p>
GE 5 1 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失(※1)	<p>通報すべき事象等に関する規則第14条イ(11)</p> <p>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置(いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。)が使用できなくなること。</p> <p>(解説)</p> <p>(1)保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。</p> <p>(2)「使用できなくなる」とは、放射線レベルや室温の上昇等により、運転員の退避が必要となる場合をいう。</p> <p>(3)「原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること」とは、中央制御室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止を維持する機能が喪失する場合をいう。ただし、遠隔停止系盤が使用でき、遠隔停止系盤により原子炉を制御し、冷温停止まで移行させ、維持できる場合を除く。</p> <p>(4)「原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合」とは、原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中である場合若しくは、使用済燃料貯蔵プールの水位低下が確認された場合をいう。</p> <p>(5)「原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置(いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。)が使用できなくなること」とは、制御盤の表示灯、警報、指示計、記録計が消失する等により全ての安全設備の運転・監視ができなくなった状態をいう。なお、3, 4号機のHPCS系区分の制御盤は、原子炉の運転・監視ができないことから含めない。</p>
GE 5 5 住民の避難を開始する必要がある事象発生	<p>通報すべき事象等に関する規則第14条イ(13)【3, 4, 5号機】、又【1, 2号機】</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

略 称	法 令
GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生	(解説) (1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2)「原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象」とは、原子力施設への影響により放射線又は放射性物質が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。
XGE61 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇	政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 (略) 二 (略) 三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 1時間当たり10ミリシーベルト
XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第4条 令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5又は別表第6の第1欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5又は別表第6の第1欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第2、別表第3、別表第4、別表第5、別表第6又は別表第7の第1欄に掲げるものに限る。)に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第1の第3欄、別表第2の第3欄、別表第3の第3欄、別表第4の第2欄、別表5の第2欄又は別表第6の第3欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第1の第3欄、別表第2の第3欄、別表第3の第3欄、別表第4の第2欄、別表第5の第2欄又は別表第6の第3欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第2の第3欄、別表第3の第3欄、別表第4の第3欄、別表第5の第2欄、別表第6の第2欄又は別表第7の第3欄に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第3条第2項、危険物船舶運送及び貯蔵規則第80条第2項及び航空法施行規則第194条第2項第2号イ(4)に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。)に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。

(※1)「GE11,21,22,23,25,27,28,29,30,41,42,51」：原子炉の運転等のための施設が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。具体的には、同法第43条の3の8第1項の許可(同法第43条の3の6第1項第4号に掲げる基準に係るものに限る。)後最初の原子力規制検査における使用前事業者検査(同法第43条の3の11第2項に規定する検査をいう。)の実施状況の確認のうち原子炉に燃料集合体を挿入する前の時期に行う確認が終了した場合に適用する。

(※2)「GE31」：原子炉の運転等のための施設が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。

(※3) 重大事故防止のための設備(実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの(以下「SA設備」という。))の総称又は設備案として例示する。なお、SA設備は、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に確定する。

注：「政令」とは、原子力災害対策特別措置法施行令をいう。

「通報すべき事象等に関する規則」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則をいう。

「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令をいう。

浜岡原子力発電所1号機及び2号機においては、GE03、GE55のみが適用される。

## 資料8-1-8 原子力防護資機材一覧

## 1 防護資機材 保管場所:(市)豊沢の丘防災倉庫、(市モニタリング)袋井市防災センター、(消防本部)袋井消防庁舎

資機材名・規格等	数 量			備考	
	袋井市	袋井市 (緊急時モニタリング用)	消防本部		
防護器具	防護マスク	671個	8個	144個	
	防護マスクフィルタ	224個	36個	260個	
	防護服(不織布製)	542着	24着	838着	
	防護服(EVA製)	482着	16着	343着	
	防護帽	254個		303個	
	防護紙帽	296個	24個	510個	
	ゴム手袋	1,328双	48双	912双	
	綿手袋	555双	48双	768双	
	ポリ手袋		50双		
	ゴム長靴	24.0cm	29足		
		24.5cm	45足		2足
		25.0cm	78足		16足
		25.5cm	94足		17足
		26.0cm	99足		43足
		27.0cm	78足	2足	49足
28.0cm		56足		24足	
29.0cm	3足		3足		
長靴カバー	549足	24足	800足		
軍足	556足	24足	803足		
固定テープ	459巻	2巻	157巻		
測定器	アラームメータ(個人線量計)	76個	4個	192個	
	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	2台		2台	
	GM式サーベイメータ	2台		2台	
	電離箱式サーベイメータ	2台		2台	
	携帯式環境ガンマ線測定器	24台		2台	
	簡易型電子線量計		8台		豊沢の丘防災倉庫1台保管
その他	メジャー		2個		
	アラームメータ用リチウム電池(予備)		4個	13個	
	アラームメータ用アルカリ電池(予備)		4個		
	人型サイン立看板	3枚			

(危機管理課)

## 2 通信設備 保管場所:(市)袋井市防災センター、(消防本部)警防課

資機材名・規格等	数 量			備考	
	袋井市	袋井市 (緊急時モニタリング用)	消防本部		
通信設備	緊急時連絡網整備機器	I P 電話	1台		電話番号:330
		I P F A X	1台		電話番号:339
		衛星携帯電話	1台	1台	
	テレビ会議システム	ハトP C	1台		
緊急時モニタリング通信機器	I P 無線機		2台		

(危機管理課)

## 3 安定ヨウ素剤 保管場所:市役所北側駐車場防災機材庫、支所2階電話交換室

品 名	容 量	数 量	備 考
丸薬	1,000丸		557
ヨウ化カリウム内服ゼリー(16.3mg)	20包		66
ヨウ化カリウム内服ゼリー(32.5mg)	100包		46

(健康未来課)

## 資料8-1-9 屋内退避及び避難に関する指標

## OILと防護措置について

(原子力災害対策指針から抜粋)

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※1	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※2	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除去を講じるための基準	$\beta$ 線：40,000cpm ※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)  $\beta$ 線：13,000cpm ※4 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計算した場合の空間放射線量)	1日内を目処に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている $\beta$ 線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/kg相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計算率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

OILとは、防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル(Operational Intervention Level)のことである。

◆モニタリングポスト（袋井市役所：浜岡原子力発電所から北西20km～27km）



◆環境放射線テレメータシステム（袋井市役所1階）



◆簡易型電子線量計（可搬型）



## 資料8-1-10 鉄筋コンクリート(RC)構造の避難所施設一覧

## 1 避難所に指定した公共施設

自治会 連合会	建築物		所在地	建築年 (西暦)	旧:旧基準 の建築物 新:新基準 の建築物	構造・階数		延べ床面積	ランク	備考
	施設名	棟名				構造	階数			
駅前 高尾	袋井南コミュニティセンター(南風館)	コミュニティセンター	高尾754-1	1983	新	RC	3	2138.81	I a	
	袋井南小学校	北校舎	高尾740	1980	旧	RC	3	2782	I a	H16年度耐震工事済
		南校舎西側		1984	新	RC	3	1915	I b	
		南校舎東側		2009	新	RC	3	734.64	I a	
高南	高南小学校	北校舎西側	上田町306-2	1982	新	RC	3	616	I b	
		北校舎東側		1979	旧	RC	3	996	I a	H15年度耐震工事済
		南校舎中側		1979	旧	RC	3	905	I a	H15年度耐震工事済
		南校舎東側		1979	旧	RC	3	1000	I a	H15年度耐震工事済
		南校舎西側		1982	新	RC	3	509	I b	
	昇降場	1979	旧	RC	2	289	I a	H10年度耐震診断済		
	高南コミュニティセンター(きぼう館)	コミュニティセンター	上田町267-8	1987	新	RC	2	809.52	I a	
袋井体育センター	体育館	上田町267-19	1981	旧	RC+S	2	1,309.20	I b	H17年度耐震診断済	
サンライフ袋井	労働福祉	上田町267-5	1979	旧	RC	2	749	I a	耐震診断済	
豊沢 愛野	袋井南中学校	南校舎	愛野3110	1975	旧	RC	3	2712	I a	H15年度耐震工事済
		北校舎		1975	旧	RC	4	2649	I b	H15年度耐震工事済
袋井 川井 袋井西 方丈 田原	袋井中学校	南校舎	川井701	1978	旧	RC	4	3472	I a	H15年度耐震工事済
		北校舎西側		1973	旧	RC	3	945	I a	H15年度耐震工事済
		昇降場		1978	旧	RC	3	596	I a	H15年度耐震工事済
		北校舎東側		1995	新	RC	3	1173	I b	
		北校舎中側		1996	新	RC	3	746	I a	
	袋井西小学校	南校舎	川井442	1988	新	RC	3	1612	I a	
		北校舎西側		1978	旧	RC	4	2008	I b	H14年度耐震工事済
		北校舎東側		1978	旧	RC	4	453	I b	H14年度耐震工事済
袋井北 北四町	袋井北小学校	北校舎西側	久能1580	1979	旧	RC	3	1601	I a	H14年度耐震工事済
		北校舎東側		2008	新	RC	3	1199	I a	
		中校舎		1977	旧	RC	3	1801	I a	H14年度耐震工事済
		南校舎西側		1977	旧	RC	3	1001	I a	H14年度耐震工事済
		南校舎東側		1979	旧	RC	3	681	I a	H14年度耐震工事済
	若草こども園	園舎	堀越766-1	1978	旧	RC	2	945	I a	H15年度耐震工事済
袋井北コミュニティセンター	コミュニティセンター	久能1330-2	1986	新	RC	2	808	I b		
袋井市総合体育館(さわやかアリーナ)	体育館	久能1912-1	2019	新	RC+S	2	7768.51	I a		
袋井東一 袋井東二	袋井東小学校	南校舎西側	広岡2317-1	1976	旧	RC	3	1690	I a	H15年度耐震工事済
		南校舎東側		1987	新	RC	2	1109	I a	
		北側校舎		1976	旧	RC	2	246	I b	H15年度耐震工事済
		南校舎西側中		1981	旧	RC	3	179	I a	H15年度耐震工事済
		南校舎東側中		1981	旧	RC	3	283	I a	H16年度耐震工事済
	袋井東コミュニティセンター(かつもく館)	コミュニティセンター	広岡2506-1	1980	旧	RC	2	801.62	I a	H16年度耐震工事済
今井	今井小学校	西側校舎	太田692	1981	新	RC	3	1817	I b	
		東側校舎		1978	旧	RC	2	1037	I a	H15年度耐震工事済
	今井コミュニティセンター	コミュニティセンター	太田687	1988	新	RC	2	948.89	I a	
三川	三川小学校	校舎	友永38	1981	旧	RC	3	2217	I a	H16年度耐震工事済
	三川コミュニティセンター(さんさん会館)	コミュニティセンター	友永147	1985	新	RC	2	709.33	I b	
笠原	笠原小学校	西側校舎	山崎4822	1971	旧	RC	3	1563	I a	H15年度耐震工事済
		東側校舎		1979	旧	RC	3	1094	I a	H15年度耐震工事済
	笠原コミュニティセンター	コミュニティセンター	山崎55093-5	1993	新	RC	2	711.37	I a	
	旧笠原保育所	保育所	岡崎567-1	1979	旧	RC	1	439.02	I a	H14年度耐震工事済
	岡崎会館	隣保館	岡崎2525	1987	新	RC	2	505	I a	
中遠クリーンセンター	管理棟・工場棟	岡崎6635-192	2008	新	S・RC・SRC	4	7409.46	I a		
風見の丘	健康増進施設	岡崎6635-8	2011	新	RC・S・W	1	2999.39	I a		
上山梨	山名コミュニティセンター	コミュニティセンター	上山梨4-3-1	1985	新	RC	2	1,458.19	I b	
	月見の里学遊館	一般部	上山梨4-3-7	2001	新	PC	2	6177.02	I a	
市民ホール		2001		新	RC	2	547.92	I a		
下山梨	周南中学校	南校舎	下山梨1-1-1	1983	新	RC	4	3915	I b	
		北校舎		1986	新	RC	3	1158	I b	
宇刈	山名小学校	北校舎東側	春岡684	1984	新	RC	3	2016	I b	
		北校舎西側		2012	新	RC	3	1176	I a	
		南校舎西側		2003	新	RC	3	1164	I a	
		南校舎東側		2004	新	RC	3	1384	I a	
		南校舎中側		2004	新	RC	3	398	I a	

自治会 連合会	建築物		所在地	建築年 (西暦)	旧:旧基準 の建築物 新:新基準 の建築物	構造・階数		延べ床面積	ランク	備考	
	施設名	棟名				構造	階数				
浅羽北	浅羽北コミュニティセンター	コミュニティセンター	浅羽2857	1988	新	RC	1	743	I b		
	浅羽東小学校	北校舎		浅羽2800	1991	新	RC	3	2544	I b	
		南校舎		1991	新	RC	3	1828	I b		
		体育館		1992	新	RS	1	1008	I b		
	浅羽北小学校	北校舎西側		浅羽1322	1971	旧	RC	2	1351	I b	S61年度耐震工事済
		北校舎東側		1984	新	RC	1	82	I b		
		中校舎		1971	旧	RC	2	1546	I b	S61年度耐震工事済	
		南校舎西側		1979	旧	RC	2	1120	I b	H15年度耐震工事済	
		南校舎東側		1984	新	RC	2	498	I b		
		体育館		2010	新	RC・S	1	948.84	I a		
	浅羽中学校	北校舎		浅名822	1983	新	RC	2	1845.87	I b	
		体育館		2007	新	SRC	2	1516.46	I a		
	メロープラザ	ホール		浅名1027	2010	新	RC・SRC・S	2		I a	
		会議室棟		2010	新	RC	2		I a		
事務室棟		2010		新	RC	2		I a			
和室棟		2010		新	RC	1		I a			
浅羽西	浅羽西コミュニティセンター	コミュニティセンター	中410-1	1990	新	RC	2	825.21	I b		
浅羽東	浅羽東コミュニティセンター	コミュニティセンター	梅山63-1	1988	新	RC	1	704.87	I b		
浅羽南	浅羽南小学校	北校舎	西同笠148	1992	新	RC	3	1495	I b		
		中校舎		1979	旧	RC	2	1393	I b	H16年度耐震工事済	
		南校舎		1979	旧	RC	2	1578.05	I b	H15年度耐震工事済	
		体育館		1999	新	RC	1	1215	I b		

2 避難所以外の公共施設

所有 区分	建築物		所在地	建築年 (西暦)	旧:旧基準 の建築物 新:新基準 の建築物	構造・階数		延べ床面積	耐震 性能 ランク	備考
	施設名	棟名				構造	階数			
袋井市	市役所	庁舎本棟	新屋1-1-1	1982	新	SRC	5	7983.30	I a	
		増築棟		1982	新	RC	1	511.86	I b	
		車庫棟		1982	新	RC	2	2010.54	I b	
	教育会館	事務所	新屋1-2-1	1989	新	SRC	4	2309.72	I a	
	浅羽支所	支所庁舎	浅名1028	1984	新	SRC	3	2762.537	I a	
	育ちの森	子ども早期療育支援センター	高尾754-1	1991	新	RC	2	1150.3	I a	
		子ども支援センター	高尾754-11	1984	新	RC	2	570.74	I a	
	浅羽保健センター	事務所	浅名1028	1985	新	RC	1	548.89	I a	
	浅羽体育センター	体育館	東同笠1611-5	1980	旧	RC・S	2	1314.02	I a	H19年度耐震工事実施
	袋井市立可睡寮	老人ホーム	久能2995-2	1984	新	RC	2	8,364.27	I a	
	月見町団地	月見町A	月見町17	1972	旧	RC	2	213.74	I a	H13年度耐震診断済
		月見町B		1972	旧	RC	2	213.74	I a	H13年度耐震診断済
		月見町C		1971	旧	RC	2	299.22	I a	H13年度耐震診断済
		月見町D		1971	旧	RC	2	299.22	I a	H13年度耐震診断済
	太田西団地	太田西C北	太田778-1	1973	旧	RC	2	299.22	I a	H13年度耐震診断済
		太田西C南		1973	旧	RC	2	299.22	I a	H13年度耐震診断済
		太田西A北		1974	旧	RC	2	277.06	I a	H13年度耐震診断済
		太田西A西		1974	旧	RC	2	230.89	I a	H13年度耐震診断済
		太田西A東		1974	旧	RC	2	230.89	I a	H13年度耐震診断済
太田西B北西		1975		旧	RC	2	230.89	I a	H13年度耐震診断済	
太田西B北東		1975		旧	RC	2	230.89	I a	H13年度耐震診断済	
太田西B南西		1975		旧	RC	2	230.89	I a	H13年度耐震診断済	
太田西B南東		1975		旧	RC	2	230.89	I a	H13年度耐震診断済	
太田西D北		1978		旧	RC	2	388.29	I a	H13年度耐震診断済	
岡崎南団地	岡崎南A	岡崎2020-1	1975	旧	RC	2	299.22	I a	H13年度耐震診断済	
	岡崎南B		1973	旧	RC	2	299.22	I a	H13年度耐震診断済	
	岡崎南C		1973	旧	RC	2	341.92	I a	H13年度耐震診断済	
岡崎東団地	東	岡崎576-1	1978	旧	RC	2	117.73	I b	H13年度耐震診断済	
	西		1978	旧	RC	2	117.73	I b	H13年度耐震診断済	
岡崎北団地	1, 2	岡崎2201-1	1979	旧	RC	2	117.73	I b	H13年度耐震診断済	
	3, 4		1979	旧	RC	2	117.73	I b	H13年度耐震診断済	
	5, 6		1979	旧	RC	2	117.73	I b	H13年度耐震診断済	

所有区分	建築物		所在地	建築年 (西暦)	旧:旧基準 の建築物 新:新基準 の建築物	構造・階数		延べ床面積	ランク	備考
	施設名	棟名				構造	階数			
袋井市	広岡団地	広岡A	方丈5-2-3	1980	旧	RC	3	1175.65	I a	H12年度耐震診断済
		広岡B		1981	新	RC	3	1175.65	I b	
		広岡C		1989	新	RC	3	1239.3	I b	
	田町団地	田町B	田町1-8-7	1996	新	RC	3	927.12	I b	
		田町C		1999	新	RC	3	930.12	I b	
	旭ヶ丘団地	A棟	浅羽2168	1988	新	RC	3	1250.82	I b	
		B棟		1987	新	RC	3	789.6	I b	
	広岡団地	広岡D	方丈5-2-3	1982	新	RC	3	1175.65	I b	
	駅前再開発	再開発住宅	高尾町21-4	1980	旧	RC	5	1232.65	I b	H13年度耐震診断済
	袋井浄化センター	管理棟	新池 880-1	1997	新	RC	1	699.48	I a	
		沈砂池ポンプ棟		1998	新	RC	地上2 地下3	3,366.59	I a	R4耐震補強済
		汚泥処理棟		1998	新	RC	地上2 地下1	1,543.86	I a	R5耐震補強済
		塩素混和池		1998	新	RC	地上1 地下1	356.25	I a	
	アクアパークあさば	水処理棟	梅山 1111	2000	新	RC	1	908.91	I a	
		管理汚泥棟		2001	新	RC	地上2 地下1	2,694.59	I a	
		沈砂池ポンプ棟		2010	新	RC	地上1 地下1		I a	
		混和池棟		2010	新	RC	1		I a	
	袋井市立袋井図書館	図書館	高尾町19-1	1988	新	RC	2	1814.39	I b	
	袋井市立浅羽図書館	図書館	浅名976-1	1986	新	RC	2	521.68	I b	
		図書館		2002	新	RC	2	548.13	I a	
	幸浦コミュニティセンター	コミュニティセンター	太郎助1044	1981	旧	RC	1	297.18	I b	耐震診断済
コミュニティセンター		1995		新	RC	1	542.93	I b		
袋井市郷土資料館	資料館	浅名1021	1990	新	SRC	2	441	I b		
袋井市総合健康センター (袋井市立聖隷袋井市民病院、袋井市休日急患診療室含む)	本館	久能2515-1	1979	旧	RC	6	15,090.91	I b	H15・16年度耐震工事済	
	外来棟		1985	新	RC	2	980.88	I a		
	病棟 西		1989	新	RC	6	5213.01	I a		
	検査棟		1993	新	RC	2	1871.77	I a		
	病棟 西増築		2014	新	RC	5	1410.34	I a		
袋井市 森町広域 行政組合	袋井消防庁舎・袋井市防災センター	本庁舎棟	国本2907	2020	新	RC	4	5296.07	I a	
		総合訓練塔		2020	新	RC	4	324	I a	
		消防訓練塔		2020	新	RC	4	192	I a	
袋井市 森町広域 行政組合	袋井衛生センター	管理棟	愛野2961	1986	新	RC	2	366.1	I b	
		受入棟		1986	新	RC	2	308	I b	
		処理棟		1986	新	RC	2	1342.72	I b	
		増設棟		1998	新	RC	2	2781.68	I a	
	中遠聖苑	本館	浅名2134-151	1983	新	SRC	1	1124.96	I b	
		増設棟		1996	新	SRC	1		I a	
中東遠 看護専門 学校組合	東海アクシス看護専門学校	校舎	上田町267-30	1992	新	RC	3	5,525.81	I a	
		体育館		1992	新	RC	2	925.87	I a	

## 資料8-1-11 放射性物質のガンマ線による被ばくの低減係数及び除去効率に関する資料

## 1 浮遊性放射性物質のガンマ線による被ばくの低減係数

場 所	低減係数
屋外	1.0
自動車内	1.0
木造家屋	0.9
石造り建物	0.6
木造家屋の地下室	0.6
石造り建物の地下室	0.4
大きなコンクリート建物（扉及び窓から離れた場合）	0.2以下

## 2 沈着した放射性物質のガンマ線による被ばくの低減係数

場 所	低減係数
理想的な平滑な面上1m（無限の広さ）	1.00
通常の土地の条件下で地面から1mの高さ	0.70
平屋あるいは2階建ての木造家屋	0.40
平屋あるいは2階建てのブロックあるいはレンガ造りの家屋	0.20
その地下室	0.10以下
各階が約450～900㎡の面積の3～4階建て建物1階及び2階	0.05
その地下室	0.01
各階の面積が900㎡以上の多層建築物上層	0.01
その地下室	0.005

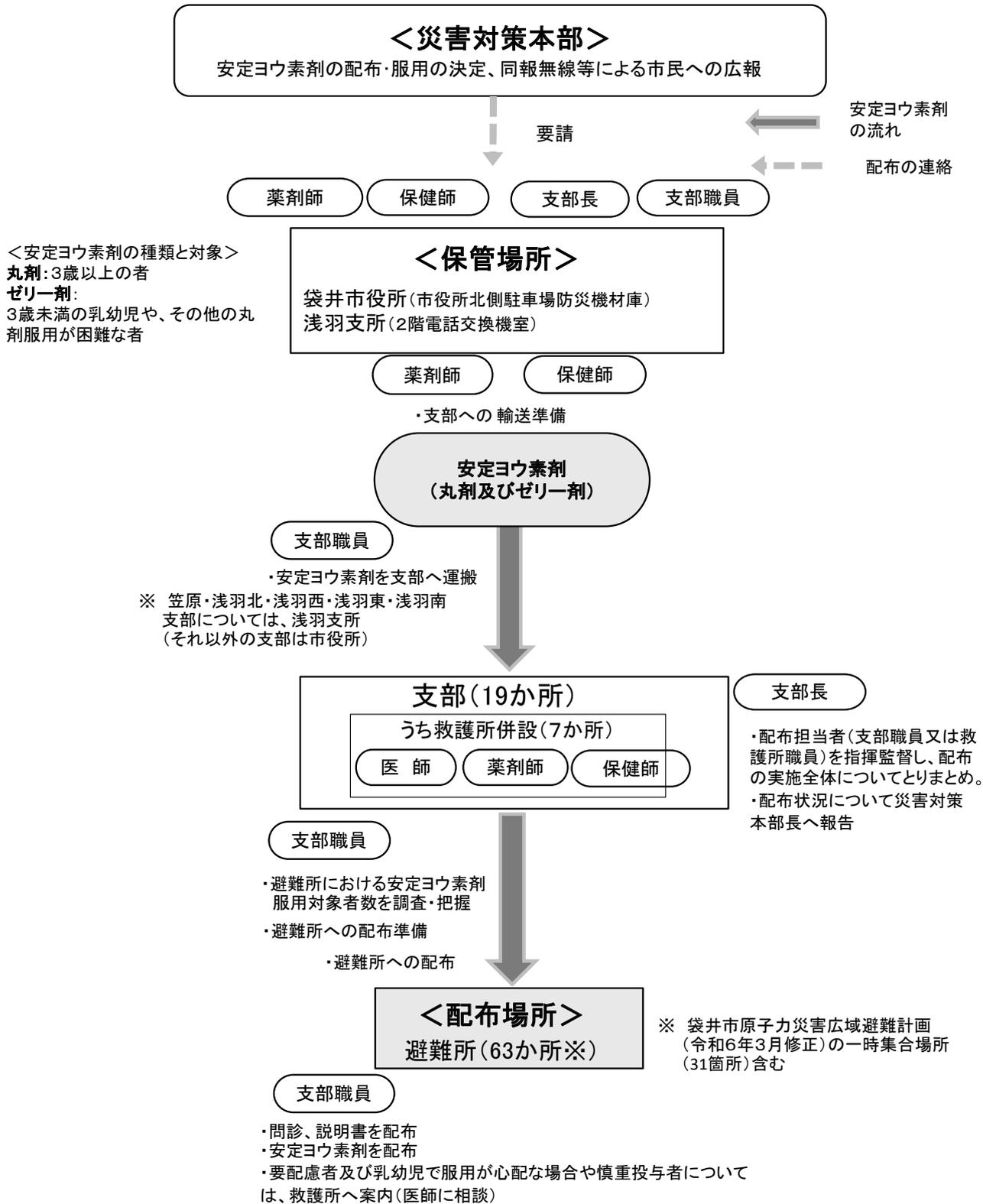
## 3 家庭内及び個人が利用可能なものによって口及び鼻の保護を行った場合の1～5 μmの微粒子に対する除去効率

物 質	折りたたみ回数	除去効率 (%)
男性用木綿ハンカチーフ	16回	94.2
トイレットペーパー	3回	91.4
男性用木綿ハンカチーフ	8回	88.9
男性用木綿ハンカチーフ	しわくちゃにする	88.1
けぼの長い浴用タオル	2回	85.1
けぼの長い浴用タオル	1回	73.9
モスリンのシーツ	1回	72.9
ぬれたけぼの長い浴用タオル	1回	70.2
ぬれた木綿のシャツ	1回	65.9
木綿のシャツ	2回	65.5
ぬれた女性用木綿ハンカチーフ	4回	63.0
ぬれた男性用木綿ハンカチーフ	1回	62.6
ぬれた木綿の衣服	1回	56.3
女性用木綿ハンカチーフ	4回	55.5
レイヨンスリップ	1回	50.0
木綿の衣服	1回	47.6
木綿のシャツ	1回	34.6
男性用木綿ハンカチーフ	1回	27.5

資料8-1-12 安定ヨウ素剤取り扱いマニュアル等

◆安定ヨウ素剤マニュアル関係資料(抜粋)  
【資料1】

原子力災害時における安定ヨウ素剤取扱い体制  
(フロー図)



【資料3】

安定ヨウ素剤予防服用診断チャート図

【あなたの年齢は？】

区 分	丸 剤	ゼリー剤
1 新生児(生後1月未満)	—	16.3mg×1包
2 生後1ヶ月以上3歳未満	—	32.5mg×1包
3 3歳～小学6年生(3歳以上13歳未満)	1丸	(16.3mg×3包)
4 中学1年生以上(13歳以上)	2丸	(32.5mg×3包)

【服用除外基準】

次の項目に該当する方は、副作用が起こることがありますので服用できません。

①今までに安定ヨウ素剤の成分、またはヨウ素に対し過敏症があると言われたことがありますか？

②24時間以内に安定ヨウ素剤を服用しましたか？

「はい」

**服用対象外**

「いいえ」

①自らの意志で服用をしない。

「はい」

**服用対象外**

【慎重服用基準】

「いいえ」

①今までにヨード造影剤過敏症(造影剤アレルギー)と言われたことがありますか？

②今までに甲状腺の病気(甲状腺機能亢進症、機能低下症)があると言われたことがありますか？

③今までに腎臓の病気や腎機能に障害があると言われたことがありますか？

④今までに先天性筋強直症と言われたことがありますか？

⑤今までに高カリウム血症と言われたことがありますか？

⑥今までに低補体血症性蕁麻疹様血管炎と言われたことがありますか？

⑦今までに肺結核(カリエス、肋膜炎なども含む)と言われたことがありますか？

⑧今までにジュークリング疱疹状皮膚炎と言われたことがありますか？

⑨現在、次のお薬を使っていますか？

- ◆カリウム含有製剤、カリウム貯留性利尿剤、エプレレノン
- ◆リチウム製剤
- ◆抗甲状腺薬(チアマゾール、プロピルチオウラシル)
- ◆ACE阻害剤、アンジオテンシンⅡ受容体拮抗剤、アリスキレン フマル酸塩

一つでも「はい」がある場合  
**医師と相談の上、服用を決定**

「いいえ」、「わからない(不明)」

**服 用**

## 【資料4】

## 安定ヨウ素剤服用の注意事項

- 1 安定ヨウ素剤は、災害対策本部の指示により配布されたものを服用してください。
- 2 服用は、原則1回、服用した後の効果は24時間持続します。
- 3 原則として、3歳未満の乳幼児は、ゼリー剤を服用します。  
3歳以上は、丸剤を服用します。  
(3歳以上で丸剤を服用できない場合は、ゼリー剤を服用します。)
- 4 ヨウ素過敏症の既往歴のある方は、副作用が起こることがありますので、服用しないでください。
- 5 24時間以内に安定ヨウ素剤を服用した方は、安定ヨウ素剤の効果が継続しています。副作用を避けるために服用しないでください。
- 6 妊娠している方及び新生児は、原則として複数回の服用を避けてください。
- 7 安定ヨウ素剤を飲んだときに、副作用により体調に異変（呼吸困難、関節痛、発疹など）が起こることがまれにあります。体調に異変が起きた場合には、医師や薬剤師にご相談ください。
- 8 安定ヨウ素剤の服用量は次のとおりです。

区 分	丸 剤	ゼリー剤
1 新生児(生後1月未満)	—	16.3mg×1包
2 生後1ヶ月以上3歳未満	—	32.5mg×1包
3 3歳～小学6年生(3歳以上13歳未満)	1丸	(16.3mg×3包)
4 中学1年生以上(13歳以上)	2丸	(32.5mg×3包)

## 安定ヨウ素剤受領・服用 メモ

氏名	受領場所	ヨウ素剤	量	受領日	服用日時
		丸剤	丸		
		ゼリー剤	包		

### 安定ヨウ素剤服用の目的

- ◇ 原子力災害が発生し、放射性物質が飛散した場合、放射性物質のうち、放射性ヨウ素の吸収による甲状腺被ばくを低減するための防護剤です。
- ◇ 服用すると、甲状腺がんの発生率を抑制することができますが、放射能に対する万能薬ではないため、外部からの被ばくやほかの放射性物質による被ばくには効果がありません。



### 安定ヨウ素剤服用について

- ◇ 安定ヨウ素剤とは何ですか？  
安定ヨウ素剤は、医療用の医薬品です。原子力災害が発生した時に服用します。
- ◇ 安定ヨウ素剤はいつ飲むの？  
安定ヨウ素剤は、市災害対策本部の指示により服用してください。また、服用すると、効果は24時間持続します。
- ◇ 安定ヨウ素剤はどこで配布されるの？  
避難所で配布します。ただし、安定ヨウ素剤内服液を使用する場合は、救護所で配布します。
- ◇ 妊娠しています。飲んだ後どうしたらいいの？  
出産時に主治医に安定ヨウ素剤を服用したことを伝えてください。妊娠中の方は、お腹の中の赤ちゃんの甲状腺を守るために、優先的に服用していただくことになります。ただし、妊娠後期に安定ヨウ素剤を服用すると、赤ちゃんの甲状腺機能に異常が発生する場合がありますので、経過観察することが必要です。
- ◇ 授乳中です。注意することはあるの？  
赤ちゃんにも安定ヨウ素剤を飲ませるため、母乳からのヨウ素剤が加わると、全体のヨウ素の量が過剰になる可能性があります。母乳からミルクに変えてください。
- ◇ 安定ヨウ素剤ゼリー剤は、ミルクなどに混ぜて飲ませてもいいの？  
ゼリー剤は、お湯やミルクに溶かして飲むこともできます。

静岡県袋井市

## 資料8-1-13 飲食物摂取制限に関する指標

## OILと防護措置について

(原子力災害対策指針から抜粋)

	基準の種類	基準の概要	初期設定値(※1)			防護措置の概要
飲食物摂取制限 ※9	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ※7	飲料水 牛乳・ 乳製品	野菜類, 穀類,肉,卵, 魚,その他	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	
			0.5 $\mu$ Sv/h ※6 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※2			

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

## 資料8-1-14 緊急輸送要請機関一覧

輸送の内容	関係機関	連絡先	備考
モニタリング要員 各種資機材	一般社団法人静岡県トラック協会 中遠支部	0538-43-4166	
	日本通運株式会社 浜松支部	053-442-3351	
	陸上自衛隊第34普通科連隊	0550-89-1310	
	袋井警察署	0538-41-0110	
	御前崎海上保安署	0548-63-4999	
避難住民等	一般社団法人静岡県バス協会	054-255-9281	
	陸上自衛隊第34普通科連隊	0550-89-1310	
	袋井警察署	0538-41-0110	

## 資料8-1-15 原子力災害時における市の広報事項

## 1 原災法第10条(特定事象)通報段階

	発生事実	外部影響	行動指示	対策状況	見通予告
必須情報	本日●時●分、浜岡原子力発電所●号機で事故発生	現在のところ、環境への影響はない。			
重要情報			周辺住民は特に行動を起こす必要はない。	県原子力災害対策警戒本部の設置	状況に変化があり次第広報し、対策を指示する。
付加情報			県の広報、テレビ、ラジオなどの報道に注意	情報の収集に努め、関係機関との連絡を密にする。	
関連情報	発電所では応急事態体制で対応中			問い合わせ窓口開設、電話番号	

## 2 防護対策決定段階

	発生事実	外部影響	行動指示	対策状況	見通予告
必須情報	●時●分、原子力緊急事態に発展		●、▲、■地区住民は避難、○、△、□住民は屋内退避	災害対策本部に切替、防護対策とその地域の決定	環境への放射性物質の放出の可能性大
重要情報		現在は放射性物質の放出はない。	避難住民の地区毎の集合場所指定、輸送手段の確保	災害弱者、外国人、観光客への対応	
付加情報			屋内退避時の措置事項	避難支援要請窓口開設	
関連情報			落ち着いて行動、不確かな情報に惑わされないよう要請	避難所、救護所の設置	

## 3 防護対策解除段階

	発生事実	外部影響	行動指示	対策状況	見通予告
必須情報	●時●分、事故の沈静化成功	環境への放射性物質の放出停止			
重要情報			●時●分に防護対策解除	健康相談窓口開設	
付加情報		環境モニタリング結果、バックグラウンドレベル	県内の放射線安全確認まで待機		緊急事態解除、災害対策本部の解散
関連情報					事故調査委員会の設置

(公益財団法人原子力安全技術センター研修資料から引用)

※ 原子力災害時の広報文例は、静岡県の「原子力防災広報対策の手引き」を参照すること。